【教育委員会定例会】会議録

会　議　名	令和８年第９回教育委員会定例会		
事　務　局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和８年９月１５日（火）		
開 催 時 間	午前１０時００分　～　午前１０時５３分		
開 催 場 所	教育委員会室		
委員の出席	中村　明慶　教育長	久保田　善彦　委員	土肥　和久　委員
	大井　欣一　委員	岩壁　三枝子　委員	
出席説明員	田巻　正義　教育指導部長	秋元　康裕　教育政策課長	神家満　麦　学校ＩＣＴ推進課長
	蜂谷　勝己　学力定着推進課長	大平　達也　教育指導課長	毛利　正成　不登校施策推進担当課長
	吉尾　文彦　こども支援センターげんき所長	谷内　新哉　支援管理課長	芳賀　優美子　教育相談課長
	絵野沢　秀雄　学校運営部長	物江　耕一朗　学校支援課長	小木曽　弘規　学校施設管理課長
	武内　新之介　学校適正配置担当課長	松本　令子　学務課長	西島　誠　青少年課長
	楠山　慶之　子ども家庭部長	樋口　清二　子ども政策課長	澤田　好　子ども施設指導・支援課長
	齊藤　ひろみ　保育・入園課長	眞鍋　亜砂美　幼稚園・地域保育課長	久保田　夏恵　学童保育課長
	小森　涼子　こども家庭相談課長	大山　日出夫　生涯学習振興公社事務局長	飯塚　論　生涯学習振興公社学習事業部長
	天野　健司　スポーツ振興課長	斉藤　進　コンプライアンス推進担当課長	
書　　記	日森　達也　教育政策担当係長	川村　淳一　教育政策担当係長	高木　孝輔　教育政策担当主任
欠　席　者	芝戸　拓矢　私立保育園課長		
傍　聴　者	０名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資　　料	別紙のとおり		
そ　の　他			

令和８年９月１５日

第９回足立区教育委員会

午前１０時００分開会

○教育長　ただいまから、本年第９回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

――――――――◇――――――――

○教育長　初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に、久保田委員、岩壁委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第１、第６４号議案では、私が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第６項の除斥規定に係るため、退席とさせていただきます。

これに伴い本案の議事進行は教育長職務代理者である久保田委員にお願いいたします。

（教育長　退席）

○久保田委員　それでは、日程第１を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第６４号議案「足立区教育委員会教育長倫理規則」以上。

○久保田委員　第６４号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料の９ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらは、教育長の職務に係る倫理の保持に必要な事項を定める必要があるため、制定するものでございます。

項番２（１）教育長の服務の根本規律から（４）ハラスメント防止まで、主な制定内容を記載しております。なお、区長及び副区長も、本規則と同じ内容の区規則が制定されております。

施行年月日は、公布の日からとなっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保田委員　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６４号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はありませんでしょうか。

ないようですので、これより第６４号議案「足立区教育委員会教育長倫理規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○久保田委員　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

本案の審議が終わりましたので、中村教育長にご着席いただきます。

（教育長　着席）

○久保田委員　これ以降の議事進行を中村教育長にお願いいたします。

○教育長　次に、日程第２を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第２、第６５号議案「足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第６５号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

あわせて、日程第４、教育長報告のうち、報告事項（１３）について関連する案件ですので、一括で説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　資料１７ページをお開きください。来年度から、夏季休業期間中である７月２１日から８月３１日までの間のみ学童保育室の利用が必要と認められる児童に対し、当該学童保育室の定員内で入室を承認することができるよう、施行規則の規定を一部改正するものです。

施行年月日は令和９年４月１日です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育長　次に、（１３）について、久保田学童保育課長、お願いします。

学童保育課長。

○学童保育課長　資料７１ページ、「夏休み限定の学童保育室の募集開始について」です。

項番２のとおり、足立小、古千谷小の学童保育室は受入拡大型として、夏季休業期間のみ別教室を借りて受入れを拡大する予定です。そのほかの区立学童保育室は余裕活用型として、定員に空きがある場合に夏季休業期間限定の受入れを実施するという形を考えております。

保護者負担金や周知方法、申請時期は記載のとおりとなります。

以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第６５号議案及び報告事項（１３）についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

土肥委員。

○土肥委員　質問です。今回の改正は低学年の子どもたちの居場所を増やしていくことを目的としているのでしょうか。

○教育長　学童保育課長。

○学童保育課長　以前、ニーズ調査を行った際に、夏季休業期間だけ学童保育室を利用したいという声がかなり多くございましたので、その声を受けた取組になります。

○土肥委員　分かりました。

○教育長　ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより第６５号議案「足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案を原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第３を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第３、第６６号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」以上。

○教育長　第６６号議案について、絵野沢学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長　資料３１ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

鋸南自然の家につきましては、先般の教育委員会で条例上の廃止をご承認いただきましたが、教育財産の用途廃止のご承認も頂きたいということで、本議案を提出させていただきました。

項番２で、用途廃止する財産の名称、所在地、種類等を記載しております。

項番３の用途廃止の日付でございますが、本案議決後、処理を行う予定です。

項番４、今後の方針ですが、公有財産規則に基づき、資産管理課長に行政財産の用途廃止について協議し、最終的には総務部に引き継ぐ予定です。

私からの説明は以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第６６号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第６６号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

教育委員会事務局外の幹部職員で、以降の審議に関係しない方については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れさまでした。

○教育長　次に、請願の審査に入ります。７受理番号１「足立区における小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置及びスモールステップルーム設置を求める請願」については、前回は継続審査となっています。

日程第４「教育長報告」のうち、報告事項（６）については関連する案件ですので、一括で説明をさせていただきます。

まず、報告事項（６）について、芳賀教育相談課長から説明をお願いいたします。

教育相談課長。

○教育相談課長　資料５１ページ、「（仮称）小学校版ＳＳＲの令和８年度モデル設置について」です。

小学校における不登校児童の増加傾向を踏まえ、令和８年度中に小学校版ＳＳＲのモデル設置を行いたいと考えております。

項番１に記載のとおり、小学校版ＳＳＲにつきましては、校内に教室以外の居場所を確保するということを一番の目的としております。学校が安心して過ごせる、行きたくなる場所となることで、不登校の未然防止を図りたいと考えております。

人材につきまして、中学校版ＳＳＲは教員経験を有する指導員が常駐しておりますが、小学校版ＳＳＲは児童への寄り添い支援を優先するため、登校サポーターが常駐する体制を構築する予定です。

資料５２ページをお開きください。今年度モデル設置をする学校につきましては、事前調査で部屋がないということを理由に「別室」を未開設の８校を選定いたしました。

この８校につきましては、項番３のとおり、環境整備に必要な物品の購入経費として９月補正予算を計上予定です。

積算根拠の項目をご覧ください。特別支援教育の知見も取り入れ、１人で過ごしてクールダウンできるブースやテントなどを導入予定です。ただし、学校によって状況が異なりますので、各校に予算を配付し、それぞれが必要とする物品を購入していただきます。

最後に資料５３ページ、今後のスケジュールでございますが、補正予算をお認めいただいた場合には、令和８年１０月末以降から順次、この８校についてモデル実施をしていきたいと考えております。その後、令和９年度にモデル校の効果を検証し、令和１０年度にモデル校以外の小学校にも環境整備を行い、全校へＳＳＲの設置を完了する予定です。

○教育長　次に、各所管課から何か変化があれば説明をお願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長　特段変化はございません。

○教育長　ただいま、各所管課から説明がありましたので、これより本請願の審査及び報告事項（６）の質疑に入ります。

７受理番号１の請願及び報告事項（６）についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

久保田委員。

○久保田委員　資料５１ページ、「（仮称）小学校版ＳＳＲの令和８年度モデル設置について」です。環境の整備はとても大切ですが、ハードだけではなくソフトも大切です。ＳＳＲの場合、登校サポーターになると思いますが、彼らに対する研修や配慮について担当課としてどのようにお考えかを教えてください。

○教育長　教育相談課長。

○教育相談課長　この８校に配置する登校サポーターは既に確保しております。ただし、職種に資格要件などを設けておりませんので、子どもへの関わり方やＳＳＲの目指している理念を十分理解していただいた上で支援に入っていただくため、開始前にこちらでしっかり研修を行ってまいります。

○久保田委員　よろしくお願いいたします。

○教育長　ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

現在、所管課において、特別支援学級の設置等について、検討会議を継続して実施しておりますので、この案件につきましては、引き続きその結果を踏まえて審査を進める必要があると考えております。

本件は継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

他に意見がなければ、採決に移りたいと考えます。

本請願は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は継続審査とすることにいたします。

次に、日程第４「教育長報告」を議題といたします。今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は、全ての報告が終了しましたら、一括で頂くようお願いいたします。

それでは、（１）について、秋元教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長　資料３２ページ、「こども性暴力防止法に関する取組について」です。本件につきましては、子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と体を守るために、令和６年６月に成立した「こども性暴力防止法」に基づく区の取組を総務委員会でご報告するものですが、併せて教育委員会でもご報告させていただきます。

法の施行年月日につきましては、項番２にございますように、本年１２月２５日になっております。

「制度対象施設」について、区が措置を行う施設では「義務対象施設」として学校や認可保育所、こども園等が対象となっております。また、「認定施設」として区立の学童保育室やこども支援センターげんきが対象となっております。

次のページ、「主な措置事項」ですが、３点ございます。ア「犯罪事実確認・防止措置」として採用者や現職者の犯罪事実の確認をいたします。続いて、イ「安全確保措置の実施のための体制整備」として従事者向けの研修を実施いたします。最後に、ウ「情報管理措置」として情報管理規程等の策定をいたします。

項番５、「今後の方針」です。法施行前に従事者の研修を必ず実施し、法施行後は在職者の犯罪履歴の確認等を実施する予定です。

私からは以上になります。

○教育長　次に、（２）について、蜂谷学力定着推進課長、お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　資料３７ページ、「令和８年度『全国学力・学習状況調査』の調査結果について」です。

この度、文部科学省から今年度の全国学力・学習状況調査の結果が提供されましたので、当区の結果と併せて報告するものでございます。

資料３７ページ、項番１に記載のとおり、小学校は６年生のみが対象ですが、国語が全国値を上回り、３年ぶりに国語・算数ともに国の平均正答率を上回ったところでございます。

中学３年生におきましても、国語・数学につきましては３年連続で全国値を下回ったものの、英語は、３年に一度の調査になりますが、前回に引き続き全国値を上回っており、大変評価できる結果と考えております。

項番２以降に、学年別、教科別の成績を記載しております。全国値を下回った教科も１ポイント程度の差であり、問題数が少ないこともございますので、もう一問正解できれば全国値を上回ったというところです。

以上です。

○教育長　次に（３）及び（４）について、毛利不登校施策推進担当課長、お願いします。

不登校施策推進担当課長。

○不登校施策推進担当課長　まず、資料４１ページ「チャレンジクラス『シエスタ』の運営状況等について（経過報告）」です。

項番１、運営状況です。（１）クラス人数について、令和８年５月は５人でしたが、現在は４人増えて９人となっております。

（２）出席状況について、一部、なかなか登校率が上がらない生徒もおりますが、全体的におおむね良好であり、登校の継続ができている状況でございます。

（３）シエスタの取組について、不登校経験のある生徒は体験学習が不足しているところもありますので、校外学習や調理実習といった取組を通して、仲間と協力して実行する体験的な学びを展開してい

るところです。

次のページは７月にシエスタに在籍している生徒に実施したアンケートの回答結果になります。ポジティブな回答が多く、教員と生徒との人間関係が築かれていることの裏づけになっていると考えております。

一方で課題もあり、設問③の「悩みや困りごとを誰かに相談できるようになりましたか」では、４割が「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」という回答でした。

今後の方針にも記載しておりますが、教員に悩み事を相談しやすくなるような取組を、学校と連携して進めてまいります。

続きまして、資料４７ページ、「不登校未然防止に向けた早期相談チラシの配付について」です。

子どもの登校に悩みを抱えた保護者の方は、心理的な余裕がない等の理由により、ご自身で不登校支援の情報を探しにくいという状況がございます。そういった状況を受け、今回プッシュ型の情報周知を始めましたので、そのご報告になります。

資料４８ページがチラシの内容です。作成にあたり、子どもの登校のことで悩む保護者の方にアンケートを取りました。その結果、速やかに知りたい情報は、家庭での子どもへの接し方、相談できる場所、利用できるサポートという３点でしたので、その情報をまとめたＡ５サイズのチラシを作成いたしました。

資料４７ページにお戻りください。項番３、周知方法です。学校と区との両方から保護者の方へ周知する予定です。学校には、一定の欠席日数に達した段階で、保護者へ家庭訪問や面談を通じて紙のチラシを手渡ししてもらいます。区はＣ４ｔｈ　Ｈｏｍｅ＆Ｓｃｈｏｏｌや不登校支援ポータルサイトを通じて、幅広く情報提供をしてまいります。

今後の方針ですが、不登校支援連絡会に参加している団体等にもチラシを配付し、様々な方面から各家庭にアプローチすることで、早期支援に繋げてまいります。

○教育長　次に、（５）について谷内支援管理課長、お願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長　資料４９ページ、「令和９年度知的固定学級の西側エリア新設について」です。

令和９年度は、既に中島根小、北三谷小で知的固定学級の新設を進めておりますが、今回、新たに西側エリアである鹿浜未来小、皿沼小でも知的固定学級の新設を行う予定ですので、ご報告いたします。

項番２、新設の理由ですが、就学相談を受けている中で西側エリアの需要が多いことと、当該エリアにある西伊興小、鹿浜第一小、江北小は既に４学級の特別支援学級があり、これ以上の増学級の要請は学校負担が大きいため、近隣地域で需要を吸収できる見込みが高い鹿浜未来小、皿沼小で新設することが望ましいと考えられるからです。

項番３、今後の予定ですが、新設に向けて関係機関と調整しながら進めてまいります。

○教育長　次に（７）について、小木曽学校施設管理課長、お願いします。

学校施設管理課長。

○学校施設管理課長　資料５４ページ、「東渕江小学校改築工事における新校舎完成時期の遅れによる開校時期の変更について」です。

東渕江小学校は現在、開校に向けて工事が進められているところですが、開校時期を当初予定していた令和９年４月ではなく、令和９年９月に変更したいと考えております。

延期した理由としては、中東情勢の影響により、いわゆる石油製品、ナフサ由来による塗装材料等が順調に納品されておらず、結果として外壁塗装などの工事が遅れており、開校時期が４月に間に合わないためです。

開校時期を９月とした理由ですが、校舎の引っ越しには時間がかかりますので、夏季休業期間中に引越しを行い、校舎を整えた上で９月から子どもたちを受入れたいというものです。

開校時期変更による主な影響としては、在校生及

び来年度入学予定の子どもと保護者への説明が必要であると考えております。

また、現在、バスで仮設校舎へ移動しておりますので、そのバスと仮設校舎の利用の延長が必要になります。

なお、旧こども家庭支援センター等跡地活用事業のスケジュールは、現時点で今回の開校の遅れによる影響はございません。

項番４は延期に伴う一月あたりに必要な経費の概算の数字になります。

項番５、今後の予定です。塗装材料の確保等について、受注者に働きかけるとともに、地域や保護者の方々に丁寧に説明してまいります。

○教育長　次に、（８）について、武内学校適正配置担当課長、お願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長　資料５６ページ、「竹の塚中学校と渕江中学校の第２回統合地域協議会の結果等について」です。

令和８年７月に第１回を開催した統合地域協議会ですが、令和８年９月７日に第２回を竹の塚中学校で開催しましたので、協議内容やその結果等をご報告いたします。

（４）「委員による意見交換」です。ア、ウ、カなどは統合反対の立場の方からのご発言でした。一方でエ「結論は先送りにすべきではない」や、ク「何事も前向きに意見を出し合っていきたい」といったご意見も出ました。

資料５７ページ、（５）「議題及び協議結果」です。統合時期及び新校舎の開校時期について、当初作成した案から、それぞれ１年後ろ倒しにする案をお示しさせていただき、皆様の合意が得られたところでございます。

１年後ろ倒しにした経緯ですが、令和１１年度に両校がそれぞれ周年を迎え、その周年を各校それぞれで迎えたいというご要望が多かったためです。

項番２、今後の予定です。統合の可否については引き続き協議を行うこととなっておりますので、令和８年１２月に開催する第３回の統合地域協議会にて協議いたします。また、今回の結果については、前回同様にニュースにまとめ、区ホームページ等で広く周知していきたいと考えております。

○教育長　次に、（９）及び（１０）について、松本学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長　まず、資料５８ページ、「学校給食における区共通禁止食材の追加について」です。

現在、そばとびわを禁止食材としておりますが、落花生及びくるみ、カシューナッツなどの種実類の一部を禁止食材として追加してまいります。

適用日は、令和９年４月１日からです。こちらの食材は既に９割の学校が自主規制しているため、実態に合わせた制度改正ということになります。

落花生、くるみ、カシューナッツはアナフィラキシーショックを起こしやすく、くるみアレルギーの児童・生徒が増えているということもありますので、区として禁止し、リスクの軽減に努めてまいります。

続きまして、資料５９ページ、「令和１０年度自然教室の実施施設追加について」です。

鋸南自然の家が使えなくなったことに伴い、千葉の施設の開拓をしておりましたが、鋸南自然の家から近いところで、「サンセットブリーズ保田」という民間の施設が使えることになりましたのでご報告いたします。

資料６０ページにメリット、デメリットを記載しております。メリットは、鋸南自然の家で実施していた海のプログラムがそのまま使える、公共施設と比べて柔軟に対応してもらいやすい、というものです。デメリットは、利用料が高額になる、野外炊事場がない、といったものです。

こちらの施設をうまく利用しながら、引き続き子どもたちの自然体験を実施してまいります。

○教育長　次に、（１１）について、齊藤保育・入園課長、お願いします。

保育・入園課長。

○保育・入園課長　資料６１ページ、「【待機児童解

消計画】足立区０・１・２歳児保育定員確保プランの策定について」です。

令和８年度、区内に０歳児１人、１歳児１０５人、合計１０６人の待機児童が発生いたしました。これを受け、０歳児から２歳児クラスについて新規施設の整備を含む新たな待機児童対策が必要と判断いたし、そのプランを策定いたしましたので、ご報告いたします。

項番２にプランの概要を記載しております。令和９年度は区立保育施設における対応や特別一時保育の開設を行うことで、新たに２００名の定員枠を確保し、そのほか幼稚園における預かり保育の拡大や、企業主導型保育施設にもご協力を頂きながら、定員枠の拡大を目指してまいります。

令和１０年度以降は小規模保育室の新設や幼稚園の認定こども園化の推進により、更なる定員枠の拡大に努めてまいります。

○教育長　次に、（１２）について、久保田学童保育課長、お願いします。

学童保育課長。

○学童保育課長　資料６２ページ、「足立区民設学童保育室の選考状況について」です。

令和８年度、区内に８８人の待機児童が発生しました。これを減少させるため、令和９年度、項番２に記載の６地域で６か所、新たに学童保育室を開設することといたしました。千住地域につきましては、前回の教育委員会でご報告をした千住本町住区センターの学童保育室閉室に伴う補充でございます。令和９年４月開設に向け、各事業者と連携して進めてまいります。

○教育長　次に、（１４）及び（１５）について、天野スポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長　まず資料７２ページ、「足立区学校開放事業審議会からの答申に基づく今後の取組の方向性について」です。足立区学校開放事業審議会から８月７日付で答申を受けましたので、答申に基づいた区の取組の方向性についてご報告いたします。

提言１は「オンライン化による効率化と負担軽減」です。今まで手作業だった予約・決済作業を今後、オンライン化してまいります。まずは令和１０年１０月にモデル校６校で実施する予定です。６校で検証した後に、全校への導入を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料７３ページ、提言２「公平性を担保する『登録要件の見直し』と不公平感の解消」です。団体の登録要件を今後、構成員の５割以上の方が区内在住・在勤・在学である団体とする予定です。また、１団体１校の登録とする予定です。ただし、大きい団体で複数の支部がある場合は支部ごとに登録を認める形をとりたいと考えております。

続きまして、資料７４ページ、（４）「減免制度の適正化と運用見直し」です。ＰＴＡの団体は今まで現役の方のみで構成されている団体のみ減免対象としておりましたが、ＰＴＡ活動の現状も鑑み、今後は一定程度のＯＢが参加している団体も減免対象とする予定です。

続きまして、提言３「『貸出枠の細分化』による利用機会の創出」です。（１）として、今まで３時間単位の貸出だったものを、オンライン化に合わせて１時間単位の貸出を導入する予定です。

続きまして、資料７５ページ、提言４「『罰則規定の導入』とルールの厳格な運用」です。こちらはこの後のご報告と内容が重複しますので、こちらでのご説明は割愛させていただきます。

それでは、資料７８ページ、「学校開放事業における暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革について」です。

昨年度、剣道団体による暴力事案が発生いたしました。内容としては木刀で小学生の頭を叩くというものでしたが、このような暴力事案の再発防止として抜本的改革に取り組んでいきたいと考えております。

まず、項番１（１）、事案の分析と課題の整理です。暴力行為の発生を招いた区側の要因として、コ

ンプライアンス意識の不徹底等、３点を記載いたしました。こちらの要因を踏まえ、（２）今後の対策として５つの取組を推進いたします。

まず１つ目として、資料７８ページ、「暴力事案未然防止策としての研修体制」です。コンプライアンス研修を団体登録及び年度更新の必須条件として、団体の代表者や指導者の方に必ず受けていただくこととといたします。

２つ目として、資料７９ページ、「相談窓口の設置と周知徹底」です。例えば何か不利益を受けた保護者の方が区に直接相談できる窓口について、今までも設けてはおりましたが、改めてその存在を周知徹底してまいります。

３つ目として、資料８０ページ、「問題が確認された場合の調査体制」です。今までも通報や相談があった場合、区の職員がすぐ現場に行き状況確認をしておりましたが、資料８１ページのフロー図のとおり、改めて調査体制の流れを整理いたしました。

４つ目として、「不適切な行為及び活動に対するペナルティ制度導入」です。今までは不適切な行動があった場合、利用停止という処分しかありませんでしたが、不適切な行為及び活動にもその内容によって軽重がありますので、今後はまず口頭注意や文書注意を行い、改善が見られない場合は利用停止といったように、段階を踏んだ処分制度を導入する予定です。

５つ目として、「団体への活動継続支援」です。処分により団体が活動休止になった場合、子どもたちが不利益を被ることなく継続して活動できるよう、スポーツ協会や各競技連盟と連携し、新たな受け皿の紹介に向けた相談・支援策を講じてまいります。

資料８２ページ以降はアンケート結果になりますので、説明を割愛させていただきます。

○教育長　ただいま、所管から報告事項がございました。この件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員　資料３７ページ、「令和８年度『全国学力・学習状況調査』の調査結果について」です。小学６年生の国語と算数、中学３年生の英語は全国値を上回ったということで、各先生方の努力と、教育委員会の施策の効果がでているのかなと思います。今回、学力調査の結果をご報告いただきましたが、学習状況調査の集計、分析は今後どのように進めるのか、見通しを教えてください。

○教育長　学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　学習状況調査についても現在、集計作業を進めております。集計結果がまとまりましたら、改めてこちらでご報告させていただきます。

○久保田委員　ありがとうございます。学習状況調査の結果をそのまま集計しても、なかなか課題が見えないかもしれません。我々が作成した教育振興ビジョンの中にも学力調査に関する指標がありますので、そういったものと関連させながら分析いただけるとより良いと思いますので、ご検討ください。

もう一点、学習状況調査には学力以外の項目もあるかと思いますが、その項目の分析をどこの課が行うのか不確定である印象を受けます。教育振興ビジョンには、ここにお集まりの全ての所管が関係していると思いますので、各項目の分析に関する分担という観点も含めて進めていただければと思います。

○教育長　学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　今後は全国学習状況調査だけでなく区による学習状況調査も行う予定ですので、教育振興ビジョンは元より、そういったデータとも関連させ分析を進める予定です。また、取得したデータの分析、活用については、教育委員会内外の所管との連携を含めて検討してまいります。

○久保田委員　よろしくお願いいたします。

○教育長　ほかはいかがでしょうか。

岩壁委員。

○岩壁委員　資料３２ページ、「こども性暴力防止法に関する取組について」です。現場の方のご負担が増えることは懸念されますが、この取組は保護者として非常に重要ですので、子どもの未来を、人生を

守るという視点で徹底していただけたらと思います。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　教育委員会としましても子どもを守るために研修の受講や相談体制の構築を徹底してまいりますので、また何かありましたらご協力をお願いいたします。

○教育長　ほかいかがでしょうか。

大井委員。

○大井委員　２点、質問いたします。１つ目は、資料４１ページ「チャレンジクラス『シエスタ』の運営状況等について（経過報告）」です。

クラス人数について、令和８年５月は５人でしたが、現在は４人増えて９人となっているということですが、第十一中学校以外の生徒でシエスタへの入級を検討している方へ、このような運営状況や成果をどのような手段で周知する予定でしょうか。

○教育長　不登校施策推進担当課長。

○不登校施策推進担当課長　シエスタの運営状況や成果については、不登校支援ポータルサイトや学校を通じて周知する予定です。

また、学校から保護者へ定期的に入級の募集をかけておりますので、そういった際に配付するチラシにも運営状況や成果を盛り込んでまいります。

○大井委員　今いる９人は全員、第十一中学校在籍の生徒でしょうか。

○教育長　不登校施策推進担当課長。

○不登校施策推進担当課長　シエスタに入級しますと漏れなく学籍が第十一中学校になりますが、入級前は他校に在籍していた生徒が２人います。

○大井委員　分かりました。ありがとうございます。

二つ目は資料７２ページ、「足立区学校開放事業審議会からの答申に基づく今後の取組の方向性について」です。これから学校開放事業について改革を進めていくということですが、学校開放の利用時間を団体に予約されてしまうと、地域移行した中学校の部活動に支障がでるのではないかと懸念しているのですが、この点どのようにお考えでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　地域移行をしても基本的に部活動はまだ学校の管轄内である想定ですので、１８時半までは学校の施設等を部活動で使用する予定です。一方、民間事業者に委託する場合は、その民間事業者の施設で活動ができるように交渉する予定です。

○大井委員　例えば、クラブ数が多い中学校は、近くの小学校など他の施設を使用して活動する場合もありますが、そういった時に練習会場の確保が難しくなるのではないかという不安があります。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　他区の事例を見ると、委託先の民間企業が会場予約まで行っているようです。団体とうまくすみ分けができるよう、課題を整理していきたいと思います。

○大井委員　よろしくお願いします。

○教育長　土肥委員。

○土肥委員　資料７２ページ、「足立区学校開放事業審議会からの答申に基づく今後の取組の方向性について」です。

資料に記載されているオンライン化や罰則規定等については効果的な内容かと思いますが、再三要望しているように学校開放事業の中心となる副校長にかかっている過大な負担は、自分が副校長だった２０年以上前からほとんど改善されておりません。

スポーツ推進委員が関与しているといっても、副校長はなお関係者間の連絡調整や会議への出席という業務があり、予約の重複や駐車場に関するトラブルの仲裁に入るのは副校長しかいないという現状があります。さらに体育館が別棟である学校の場合、シルバー人材センターへの連絡、雇用、配置や鍵の管理といった業務も行っています。

私は以前からこのような状況の改善を要望しておりますが、前任の課長は答申が出てから改めて回答するという答弁に留まりました。今回、答申が出たため今後の取組の方向性について改めてご報告いただきましたが、副校長業務がどう軽減されるのか、全く見えない内容でした。担当課として学校側の負担軽減についてどのように考えているかを教えてく

ださい。

○教育長　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長　ご意見ありがとうございます。学校開放事業につきましては、学校側の負担、特に副校長先生のご負担がとても大きいと、我々も認識しております。

今後はオンライン化による利用調整会議の回数削減や、ルールやマナーの周知によるトラブルの削減により、学校側の業務量の削減に繋げていきたいと考えております。副校長先生のご負担についても削減する方向で検討させていただきます。

○土肥委員　前任の課長にも、再三要望いたしましたが、オンライン予約に伴い予約調整業務は学校側で行わない形にする、シルバー人材センターへの連絡、雇用、配置といった業務はスポーツ振興課で行うといった、もっと抜本的な改革を示すという考えはないのでしょうか。

要するに、現在、学校開放事業は副校長がいないと回らない状況です。そこを根本的に変える予定はないのでしょうか。この件は副校長会からも毎年要望が出ており、それも１年、２年の要望ではなく、１０年以上前から要望が出ているにもかかわらず、話が一向に進展しないことを、私はすごく残念に思います。

厳しい言い方をしますが、以前からずっと同じ話をしていますので、他区の事例等を研究していただくなど、学校開放事業と副校長の業務との関わりを、もう少し本気で考えていただきたいなと思います。

○教育長　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長　まず、その点については誠に申し訳ございません。本日頂いた意見は、改めて真摯に受け止めさせていただき、繰り返しになりますけれども、他区の事例等を調べながら、改めて検証を行っていまいります。

今、お話のありました鍵の管理の問題ですとか、シルバー人材の派遣の問題について、例えばスポーツ振興課で引き取れるものがあるのか、そこも含めて、今この場で明確な回答をお示しすることはできませんが、持ち帰らせていただき、検討させていただいた上で、またご報告させていただきます。

○土肥委員　お願いします。

○教育長　ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにないようでしたら、報告事項を終了いたします。

その他、何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第９回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後１０時５３分閉会

令　和　８　年　第　９　回
足　立　区　教　育　委　員　会　定　例　会

日　　時　　令和８年９月１５日　火曜日　午前１０時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議 事 日 程

頁

日程第１　第６４号議案 足立区教育委員会教育長倫理規則…… ３

日程第２　第６５号議案 足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則…… １４

日程第３　第６６号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について…… ３０

日程第４　教育長報告

２　請 願

７受理番号１　足立区における小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置及びスモールステップルーム設置を求める請願

３　報 告 事 項

（１）こども性暴力防止法に関する取組について
《秋元　教育政策課長》 ３２

（２）令和８年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果について
《蜂谷　学力定着推進課長》 ３７

（３）チャレンジクラス「シエスタ」の運営状況等について（経過報告）
《毛利　不登校施策推進担当課長》 ４１

（４）不登校未然防止に向けた早期相談チラシの配付について
《毛利　不登校施策推進担当課長》 ４７

（５）令和９年度知的固定学級の西側エリア新設について
《谷内　支援管理課長》 ４９

（６）（仮称）小学校版ＳＳＲの令和８年度モデル設置について
《芳賀　教育相談課長》 ５１

（７）東渕江小学校改築工事における新校舎完成時期の遅れによる開校時期の変更について
《小木曽　学校施設管理課長》 ５４

（８）竹の塚中学校と渕江中学校の第２回統合地域協議会の結果等について
《武内　学校適正配置担当課長》 ５６

（９）学校給食における区共通禁止食材の追加について
《松本　学務課長》 ５８

(10) 令和１０年度自然教室の実施施設追加について
《松本　学務課長》 ５９

(11) 【待機児童解消計画】足立区０・１・２歳児保育定員確保プランの策定について
《齊藤　保育・入園課長》 ６１

(12) 足立区民設学童保育室の選考状況について
《久保田　学童保育課長》 ６２

(13) 夏休み限定の学童保育室の募集開始について
《久保田　学童保育課長》 ７１

(14) 足立区学校開放事業審議会からの答申に基づく今後の取組の方向性について
《天野　スポーツ振興課長》 ７２

（15）学校開放事業における暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革について
《天野　スポーツ振興課長》 ７８

４　情 報 連 絡 事 項

（１）教育委員会に対する意見聴取に係る回答について ［教育政策課］ ８７
（２）起立性調節障害に関する教職員向け研修の実施について ［不登校施策推進担当課］ ９０
（３）あだち子ども百人一首大会の実施について ［青少年課］ ９１
（４）令和８年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施について ［青少年課］ ９２
（５）事業実施報告・実施予定 ［青少年課］ ９３
（６）秋の郷土博物館のイベントについて ［地域文化課］ ９４
（７）公益財団法人足立区生涯学習振興公社第三次中期事業計画一部修正について ［生涯学習振興公社］ ９６
（８）事業実施報告・実施予定 ［生涯学習振興公社］ ９７

第６４号議案

足立区教育委員会教育長倫理規則

上記の議案を提出する。

令和８年９月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区教育委員会教育長倫理規則

（目的）

第１条　この規則は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する区民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する区民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第２条　この規則において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

２　この規則の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

３　この規則において「利害関係者」とは、教育長が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、国、独立行政法人、他の地方公共団体、外国政府、外国の地方公共団体若しくは国際機関又はこれらに準ずるもの（以下「国等」という。）に勤務する者（当該国等の利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

（１）　許認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等及び足立区行政手続条例（平成７年足立区条例第

２１号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。）をする事務　当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等及び当該許認可等の申請を行い、又は行おうとしていることが明らかである事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）

（２）　補助金等（足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）第２条第１号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務　当該補助金等の交付を受けた事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請を行い、又は行おうとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

（３）　立入検査、監査又は監察（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務　当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

（４）　不利益処分（行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分及び足立区行政手続条例第２条第４号に規定する不利益処分をいう。）をする事務　当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

（５）　行政指導（行政手続法第２条第６号に規定する行政指導及び足立区行政手続条例第２条第６号に規定する行政指導をいう。）をする事務　当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

（６）　契約（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項に規定する契約をいう。）に関する事務　当該契約を締結している事業者等又は当該契約の申込みを行い、若しくは行おうとしていることが明らかである事業者等

（服務の根本規律）

第３条　教育長は、全体の奉仕者として公共の利益のためにその職務を行い、公私混同をせず、職務に関して廉潔性を保持するものとする。

（禁止行為）

第４条　教育長は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）　利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

（２）　利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

（３）　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

（４）　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

（５）　利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第６７条の１１第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

（６）　利害関係者から供応接待を受けること。

（７）　利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

２　前項の規定の適用については、教育長（同項第７号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、教育長は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第５条　教育長は、前条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる行為をす

ることができる。

（１）　利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

（２）　多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われ、多数の者が出席する飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

（３）　就任祝いとして花き又はこれに類するものの贈与を受けること。

（４）　職務として利害関係者を訪問し、又はその訪問を受けた際（代理の者が利害関係者を訪問し、又は利害関係者の訪問に対応する場合を含む。）に、当該利害関係者から茶菓その他の簡素な飲食物の贈与を受けること。

（５）　職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

（６）　職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

（７）　職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

（８）　利害関係者から書面による出席依頼を受け職務として出席し、又は多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

（９）　職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

（手土産・足立区役所に送付された物品の取扱い）

第６条　教育長は、次の各号に掲げる物品については、受取を拒否し、又

は返送するものとする。ただし、前条、次条又は第１０条の規定により、第４条第１項第１号の規定が適用されない場合は、この限りでない。

（１）　利害関係者から、教育長に贈与する目的で、手土産として渡された物品

（２）　利害関係者から、教育長に贈与する目的で、足立区役所に送付された物品

２　前項の場合において、当該物品が生ものである等、受取の拒否又は返送が難しいときは、教育長は、これを適宜の方法で処分することができる。

３　教育長は、前２項の規定により、利害関係者から送付された物品の受取を拒否し、又はこれを返送し、若しくは処分したときは、その旨の記録を作成するものとする。

（私的な関係に基づく例外）

第７条　教育長は、私的な関係（教育長としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する区民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合においては、第４条第１項の規定にかかわらず、同項各号（第７号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

（利害関係者以外の者との接触）

第８条　教育長は、利害関係者に該当しない事業者等との間であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

（ハラスメントの防止）

第９条　教育長は、次に掲げる言動（以下「ハラスメント」という。）をしてはならない。

（１）　職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要

かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの

（２）　他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

（３）　妊娠又は出産に関して、妊娠し、又は出産した女性職員の勤務環境を害する言動

（４）　職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること又は措置を受けることに関して当該職員の勤務環境を害する言動

２　教育長は、ハラスメントを防止するため、自己研鑽に努めるとともに、他の職員に対しても必要な啓発を行わなければならない。

（適用除外）

第１０条　この規則は、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第４条第４項に規定する政治活動に関する寄附については、適用しない。

（委任）

第１１条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

教育長の職務に係る倫理の保持に必要な事項を定める必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６４号議案説明資料

令和８年９月１５日

件　　名	**足立区教育委員会教育長倫理規則**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	**１　制定の理由** 教育長の職務に係る倫理の保持に必要な事項を定める必要があるため。 ※　区長及び副区長についても、本規則と同様の内容での区規則が制定されている。 **２　主な制定内容（詳細は、Ｐ１０～１３規則制定案参照）** （１）教育長の服務の根本規律 （２）禁止行為 利害関係者との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。 ア　金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 イ　金銭の貸付けを受けること。 ウ　無償で物品又は不動産の貸付けを受けること、 エ　無償で役務の提供を受けること。 オ　未公開株式を譲り受けること。 カ　供応接待を受けること。　ほか （３）禁止行為の例外 宣伝用物品等広く一般的にするためのものの贈与を受けることや、職務において茶菓その他の簡素な飲食物の贈与を受けること。　ほか （４）ハラスメントの防止 **３　規則制定案** Ｐ１０～１３のとおり **４　施行年月日** 公布の日から施行する。

足立区教育委員会教育長倫理規則（制定（案））

（目的）

第１条　この規則は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する区民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する区民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第２条　この規則において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

２　この規則の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

３　この規則において「利害関係者」とは、教育長が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、国、独立行政法人、他の地方公共団体、外国政府、外国の地方公共団体若しくは国際機関又はこれらに準ずるもの（以下「国等」という。）に勤務する者（当該国等の利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

（１）　許認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等及び足立区行政手続条例（平成７年足立区条例第２１号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。）をする事務　当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等及び当該許認可等の申請を行い、又は行おうとしていることが明らかである事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）

（２）　補助金等（足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）第２条第１号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務　当該補助金等の交付を受けた事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請を行い、又は行おうとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

（３）　立入検査、監査又は監察（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務　当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

（４）　不利益処分（行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分及び足立区行政手続条例第２条第４号に規定する不利益処分をいう。）をする事務　当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

（５）　行政指導（行政手続法第２条第６号に規定する行政指導及び足立区行政手続条例第２条第６号に規定する行政指導をいう。）をする事務　当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

（６）　契約（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項に規定する契約をいう。）に関する事務　当該契約を締結している事業者等又は当該契約の申込みを行い、若しくは行おうとしていることが明らかである事業者等

（服務の根本規律）

第３条　教育長は、全体の奉仕者として公共の利益のためにその職務を行い、公私混同をせず、職務に関して廉潔性を保持するものとする。

（禁止行為）

第４条　教育長は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）　利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

（２）　利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

（３）　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

（４）　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

（５）　利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第６７条の１１第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

（６）　利害関係者から供応接待を受けること。

（７）　利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

２　前項の規定の適用については、教育長（同項第７号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、教育長は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第５条　教育長は、前条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる行為をすることができる。

（１）　利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するための

ものの贈与を受けること。

（２）　多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われ、多数の者が出席する飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

（３）　就任祝いとして花き又はこれに類するものの贈与を受けること。

（４）　職務として利害関係者を訪問し、又はその訪問を受けた際（代理の者が利害関係者を訪問し、又は利害関係者の訪問に対応する場合を含む。）に、当該利害関係者から茶菓その他の簡素な飲食物の贈与を受けること。

（５）　職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

（６）　職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

（７）　職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

（８）　利害関係者から書面による出席依頼を受け職務として出席し、又は多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

（９）　職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

（手土産・足立区役所に送付された物品の取扱い）

第６条　教育長は、次の各号に掲げる物品については、受取を拒否し、又は返送するものとする。ただし、前条、次条又は第１０条の規定により、第４条第１項第１号の規定が適用されない場合は、この限りでない。

（１）　利害関係者から、教育長に贈与する目的で、手土産として渡された物品

（２）　利害関係者から、教育長に贈与する目的で、足立区役所に送付された物品

２　前項の場合において、当該物品が生ものである等、受取の拒否又は返送が難しいときは、教育長は、これを適宜の方法で処分することができる。

３　教育長は、前２項の規定により、利害関係者から送付された物品の受取を拒否し、又はこれを返送し、若しくは処分したときは、その旨の記録を作成するものとする。

（私的な関係に基づく例外）

第７条　教育長は、私的な関係（教育長としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行

為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する区民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合においては、第４条第１項の規定にかかわらず、同項各号（第７号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

（利害関係者以外の者との接触）

第８条　教育長は、利害関係者に該当しない事業者等との間であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

（ハラスメントの防止）

第９条　教育長は、次に掲げる言動（以下「ハラスメント」という。）をしてはならない。

（１）　職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの

（２）　他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

（３）　妊娠又は出産に関して、妊娠し、又は出産した女性職員の勤務環境を害する言動

（４）　職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること又は措置を受けることに関して当該職員の勤務環境を害する言動

２　教育長は、ハラスメントを防止するため、自己研鑽に努めるとともに、他の職員に対しても必要な啓発を行わなければならない。

（適用除外）

第１０条　この規則は、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第４条第４項に規定する政治活動に関する寄附については、適用しない。

（委任）

第１１条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

第６５号議案

足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和８年９月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則

足立区立学童保育室条例施行規則（令和６年足立区教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（別記第１号様式）」を削り、同条第２項中「（別記第２号様式）」及び「（別記第３号様式）」を削る。

第２条の４第１項中「（別記第３号様式の２）」を削り、同条第２項中「（別記第３号様式の３）」及び「（別記第３号様式の４）」を削り、同条第３項中「（別記第３号様式の５）」を削り、同条第４項中「（別記第３号様式の６）」及び「（別記第３号様式の７）」を削る。

第２条の５中「（別記第３号様式の８）」を削る。

第２条の６中「（別記第３号様式の９）」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（夏季限定利用）

第２条の７　教育委員会は、保護者の就労等の事情により夏季休業期間中のみ学童保育室の利用（以下「夏季限定利用」という。）が必要と認められる児童に対し、当該学童保育室の定員の範囲内で期間を定めて入室を承認することができる。

２　夏季限定利用の期間は、毎年７月２１日から８月３１日までとする。

３　夏季限定利用の入室申請その他その利用に関し必要な事項は、第２条に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。

第４条第２項中「（別記第４号様式）」及び「（別記第５号様式）」

を削る。

第５条第１項中「（別記第６号様式）」を削る。

第７条第２項中「（別記第７号様式）」を削り、同条第３項中「（別記第８号様式）」及び「（別記第９号様式）」を削り、同条第４項中「（別記第９号様式の２）」を削り、同条第５項中「（別記第９号様式の３）」及び「（別記第９号様式の４）」を削る。

第１３条中「（別記第１０号様式）」を削り、同条第７号中「（別記第１１号様式）」を削り、同条第８号中「（別記第１２号様式）」を削り、同条第９号中「（別記第１３号様式）」を削り、同条第１０号中「（別記第１４号様式）」を削る。

第１６条中「（別記第１５号様式）」を削る。

第１９条を第２０条とし、第１８条の次に次の１条を加える。

（様式）

第１９条　この規則における書類の様式は、別に定める。

別記第１号様式から別記第１５号様式までを削る。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の６の次に１条を加える改正規定は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（夏季限定利用の経過措置）

２　この規則の施行による夏季限定利用の入室申請、承認その他その利用に関する手続については、施行日前においてもこの規則による改正後の足立区立学童保育室条例施行規則の規定の例により行うことができる。

（様式の経過措置）

３　この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区立学童保育室条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要

の修正を加え、なお使用することができる。

（提案理由）

学童保育室において夏季限定利用を実施できるよう規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６５号議案説明資料

令和８年９月１５日

件　　名	**足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内　　容	**１　概要** 令和９年度より学童保育室において夏季限定利用（７月２１日～８月３１日）を開始する。また別記様式を削除する。 それに伴い、足立区立学童保育室条例施行規則の規定を一部改正する。 **２　主な改正内容（詳細は、Ｐ１８～２９新旧対照表参照）** 下記の部分を追加 （夏季限定利用） 第２条の７　教育委員会は、保護者の就労等の事情により夏季休業期間中のみ学童保育室の利用（以下「夏季限定利用」という。）が必要と認められる児童に対し、当該学童保育室の定員の範囲内で期間を定めて入室を承認することができる。 ２　夏季限定利用の期間は、毎年７月２１日から８月３１日までとする。 ３　夏季限定利用の入室申請その他その利用に関し必要な事項は、第２条に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。 （様式） 第19条　この規則における書類の様式は、別に定める。 **３　新旧対照表** Ｐ１８～２９のとおり **４　施行年月日** 令和９年４月１日 **５　今後の方針** 議決を得られたならば、令和９年度より学童保育室の夏季限定利用の受付について、遺漏のないよう進めていく。

足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
○足立区立学童保育室条例施行規則 令和６年３月29日教育委員会規則第１号 改正 令和６年９月12日教育委員会規則第12号 令和６年12月16日教育委員会規則第14号 令和７年９月12日教育委員会規則第８号 令和８年３月11日教育委員会規則第３号 足立区立学童保育室条例施行規則を公布する。 足立区立学童保育室条例施行規則 （趣旨） 第１条　この規則は、足立区立学童保育室条例（昭和51年足立区条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、学童保育室（足立区住区センター条例（平成２年足立区条例第８号）第13条により条例を準用して適用される学童保育室を含む。以下同じ。）の入室申請等の必要な事項を定めるものとする。 （入室申請等） 第２条　条例第３条に規定する学童保育室入室資格を有する児童を入室させようとする保護者は、学童保育室入室申請書（別記第１号様式）により足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の入室申請書を受理したときは、入室資格等を審査して速やかに入室の可否を決定し、学童保育室入室承認通知書（別記第２号様式）により入室承認の、学童保育室入室不承認（待機）通知書（別記第３号様式）により入室不承認の通知をするものとする。 ３　教育委員会は、前項の審査を行うに際して、必要な場合は、保護者に審査に必要な書類の提出を求めることができる。	○足立区立学童保育室条例施行規則 令和６年３月29日教育委員会規則第１号 改正 令和６年９月12日教育委員会規則第12号 令和６年12月16日教育委員会規則第14号 令和７年９月12日教育委員会規則第８号 令和８年３月11日教育委員会規則第３号 足立区立学童保育室条例施行規則を公布する。 足立区立学童保育室条例施行規則 （趣旨） 第１条　この規則は、足立区立学童保育室条例（昭和51年足立区条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、学童保育室（足立区住区センター条例（平成２年足立区条例第８号）第13条により条例を準用して適用される学童保育室を含む。以下同じ。）の入室申請等の必要な事項を定めるものとする。 （入室申請等） 第２条　条例第３条に規定する学童保育室入室資格を有する児童を入室させようとする保護者は、学童保育室入室申請書により足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の入室申請書を受理したときは、入室資格等を審査して速やかに入室の可否を決定し、学童保育室入室承認通知書により入室承認の、学童保育室入室不承認（待機）通知書により入室不承認の通知をするものとする。 ３　教育委員会は、前項の審査を行うに際して、必要な場合は、保護者に審査に必要な書類の提出を求めることができる。

改正前	改正後
（特別延長保育） 第２条の２　条例第４条の２第１項に規定する特別延長保育（以下「特別延長保育」という。）を実施する学童保育室は、別表のとおりとする。 （特別延長保育利用条件） 第２条の３　特別延長保育を利用できる者は、前条に定める学童保育室に在室している児童の保護者で、次の各号の条件をいずれも満たすものでなければならない。 （１）　特別延長保育時間終了時に、保護者又はこれに準ずるものが、児童を迎えに来ることができること。 （２）　保護者負担金の滞納がないこと。 （特別延長保育の申請等） 第２条の４　特別延長保育を利用しようとする児童の保護者は、学童保育室特別延長保育申請書（別記第３号様式の２）により教育委員会に申請しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の特別延長保育申請書を受理したときは、審査のうえ速やかに利用の可否を決定し、学童保育室特別延長保育承認通知書（別記第３号様式の３）により利用承認の、学童保育室特別延長保育不承認通知書（別記第３号様式の４）により利用不承認の通知をするものとする。 ３　既に承認を受けた特別延長保育の利用月を変更しようとする児童の保護者は、学童保育室特別延長保育利用月変更申請書（別記第３号様式の５）により教育委員会に申請しなければならない。 ４　教育委員会は、前項の特別延長保育利用月変更申請書を受理したときは、審査のうえ速やかにその可否を決定し、学童保育室特別延長保育利用月変更承認通知書（別記第３号様式の６）により利用月変更承認の、学童保育室特別延長保育利用月変更不承認通知書（別記第３号様式の７）により利用月変更不承認の通知をするものとする。 ５　第２項及び前項の審査は、第２条第３項の規定を準用する。 （特別延長保育承認の取消し） 第２条の５　教育委員会は、条例第４条の２第３項により特別延長保育承認	（特別延長保育） 第２条の２　条例第４条の２第１項に規定する特別延長保育（以下「特別延長保育」という。）を実施する学童保育室は、別表のとおりとする。 （特別延長保育利用条件） 第２条の３　特別延長保育を利用できる者は、前条に定める学童保育室に在室している児童の保護者で、次の各号の条件をいずれも満たすものでなければならない。 （１）　特別延長保育時間終了時に、保護者又はこれに準ずるものが、児童を迎えに来ることができること。 （２）　保護者負担金の滞納がないこと。 （特別延長保育の申請等） 第２条の４　特別延長保育を利用しようとする児童の保護者は、学童保育室特別延長保育申請書により教育委員会に申請しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の特別延長保育申請書を受理したときは、審査のうえ速やかに利用の可否を決定し、学童保育室特別延長保育承認通知書により利用承認の、学童保育室特別延長保育不承認通知書により利用不承認の通知をするものとする。 ３　既に承認を受けた特別延長保育の利用月を変更しようとする児童の保護者は、学童保育室特別延長保育利用月変更申請書により教育委員会に申請しなければならない。 ４　教育委員会は、前項の特別延長保育利用月変更申請書を受理したときは、審査のうえ速やかにその可否を決定し、学童保育室特別延長保育利用月変更承認通知書により利用月変更承認の、学童保育室特別延長保育利用月変更不承認通知書により利用月変更不承認の通知をするものとする。 ５　第２項及び前項の審査は、第２条第３項の規定を準用する。 （特別延長保育承認の取消し） 第２条の５　教育委員会は、条例第４条の２第３項により特別延長保育承認

改正前	改正後
の取消しを決定したときは、学童保育室特別延長保育承認取消通知書（別記第３号様式の８）により特別延長保育承認取消の通知をするものとする。	の取消しを決定したときは、学童保育室特別延長保育承認取消通知書　により特別延長保育承認取消の通知をするものとする。
（特別延長保育の利用の取止め） 第２条の６　保護者は、特別延長保育の利用を取り止めるときは、教育委員会に学童保育室特別延長保育辞退届（別記第３号様式の９）を提出しなければならない。	（特別延長保育の利用の取止め） 第２条の６　保護者は、特別延長保育の利用を取り止めるときは、教育委員会に学童保育室特別延長保育辞退届　を提出しなければならない。
（新規）	（夏季限定利用） 第２条の７　教育委員会は、保護者の就労等の事情により夏季休業期間中のみ学童保育室の利用（以下「夏季限定利用」という。）が必要と認められる児童に対し、当該学童保育室の定員の範囲内で期間を定めて入室を承認することができる。 ２　夏季限定利用の期間は、毎年７月２１日から８月３１日までとする。 ３　夏季限定利用の入室申請その他その利用に関し必要な事項は、第２条に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。
（定員を超えたときの入室順位） 第３条　入室を承認すべき児童の数が当該学童保育室の定員を超えたときの入室順位は、教育委員会が別に定める基準に基づき、入室させようとする児童の保育に欠ける状況のほか、保護者が児童を入室させたことがある場合は、保護者負担金の納入状況を考慮し、定めるものとする。	（定員を超えたときの入室順位） 第３条　入室を承認すべき児童の数が当該学童保育室の定員を超えたときの入室順位は、教育委員会が別に定める基準に基づき、入室させようとする児童の保育に欠ける状況のほか、保護者が児童を入室させたことがある場合は、保護者負担金の納入状況を考慮し、定めるものとする。
（入室承認の一時停止等） 第４条　教育委員会は、入室中の児童が条例第５条第２号に該当する場合は、入室承認を一時停止することができる。 ２　教育委員会は、条例第５条の規定により入室承認の取消し又は前項の規定により入室承認の一時停止を決定したときは、学童保育室入室承認取消通知書（別記第４号様式）により入室承認取消しの、学童保育室入室承認一時停止通知書（別記第５号様式）により入室承認一時停止の通知をする	（入室承認の一時停止等） 第４条　教育委員会は、入室中の児童が条例第５条第２号に該当する場合は、入室承認を一時停止することができる。 ２　教育委員会は、条例第５条の規定により入室承認の取消し又は前項の規定により入室承認の一時停止を決定したときは、学童保育室入室承認取消通知書　より入室承認取消しの、学童保育室入室承認一時停止通知書　により入室承認一時停止の通知をする

改正前	改正後
ものとする。	ものとする。
（退室手続）	（退室手続）
第５条　保護者は、入室承認を受けた児童を退室させようとするときは、教育委員会に学童保育室退室（転室）届（別記第６号様式）を提出しなければならない。	第５条　保護者は、入室承認を受けた児童を退室させようとするときは、教育委員会に学童保育室退室（転室）届を提出しなければならない。
２　条例第５条の規定により入室承認を取り消した場合は、取り消した日の翌日に退室したものとする。	２　条例第５条の規定により入室承認を取り消した場合は、取り消した日の翌日に退室したものとする。
（負担金の徴収方法等）	（負担金の徴収方法等）
第６条　条例第６条の規定による保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。	第６条　条例第６条の規定による保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。
２　保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金は、利用実績がない場合でも、その月分を納入しなければならない。	２　保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金は、利用実績がない場合でも、その月分を納入しなければならない。
（保護者負担金等の減免）	（保護者負担金等の減免）
第７条　条例第６条ただし書の規定により保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金を減額又は免除する場合は、次のとおりとする。	第７条　条例第６条ただし書の規定により保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金を減額又は免除する場合は、次のとおりとする。
（１）　保護者負担金の減額又は免除	（１）　保護者負担金の減額又は免除
ア　児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。　免除	ア　児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。　免除
イ　児童又は児童の保護者の属する世帯の全員が住民税非課税であるとき。　３分の２減額	イ　児童又は児童の保護者の属する世帯の全員が住民税非課税であるとき。　３分の２減額
ウ　その他、教育委員会が必要と認めたとき。　減額の理由に応じて教育委員会が相当と認める額の減額又は免除	ウ　その他、教育委員会が必要と認めたとき。　減額の理由に応じて教育委員会が相当と認める額の減額又は免除
（２）　特別延長保育保護者負担金の減額又は免除	（２）　特別延長保育保護者負担金の減額又は免除
ア　児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。　３分の２減額	ア　児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。　３分の２減額
イ　その他、教育委員会が必要と認めたとき。　減額の理由に応じて教育委員会が相当と認める額の減額又は免除	イ　その他、教育委員会が必要と認めたとき。　減額の理由に応じて教育委員会が相当と認める額の減額又は免除
２　保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあっては、学童保育室保護者負担金免除・減額申請書（別記第７号様式）により、教育委	２　保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあっては、学童保育室保護者負担金免除・減額申請書により、教育委

改正前	改正後
員会に申請しなければならない。	員会に申請しなければならない。
3　教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあっては学童保育室保護者負担金免除・減額承認通知書（別記第８号様式）により、不承認する場合にあっては学童保育室保護者負担金免除・減額不承認通知書（別記第９号様式）により通知をするものとする。	3　教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあっては学童保育室保護者負担金免除・減額承認通知書により、不承認する場合にあっては学童保育室保護者負担金免除・減額不承認通知書により通知をするものとする。
4　特別延長保育保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあっては、学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額申請書（別記第９号様式の２）により、教育委員会に申請しなければならない。	4　特別延長保育保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあっては、学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額申請書により、教育委員会に申請しなければならない。
5　教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあっては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額承認通知書（別記第９号様式の３）により、不承認する場合にあっては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額不承認通知書（別記第９号様式の４）により通知をするものとする。	5　教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあっては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額承認通知書により、不承認する場合にあっては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額不承認通知書により通知をするものとする。
6　第３項及び前項の審査は、区が保護者の税及び生活保護に係る情報（以下「税情報等」という。）を保有する場合で、保護者の同意を得たときは当該税情報等により、それ以外の場合にあっては、保護者から提出された減免の事由を明らかにする書類により行うものとする。	6　第３項及び前項の審査は、区が保護者の税及び生活保護に係る情報（以下「税情報等」という。）を保有する場合で、保護者の同意を得たときは当該税情報等により、それ以外の場合にあっては、保護者から提出された減免の事由を明らかにする書類により行うものとする。
（複数入室の特例）	（複数入室の特例）
第８条　保護者が児童を２人以上学童保育室に入室させている場合は、最年少児童以外の児童の保護者負担金の金額は、２分の１とする。ただし、特別延長保育保護者負担金については、この限りでない。	第８条　保護者が児童を２人以上学童保育室に入室させている場合は、最年少児童以外の児童の保護者負担金の金額は、２分の１とする。ただし、特別延長保育保護者負担金については、この限りでない。
（保護者の届出事項等）	（保護者の届出事項等）
第９条　保護者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。	第９条　保護者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。
（１）　保護者が別の者に変更となったとき。	（１）　保護者が別の者に変更となったとき。
（２）　児童、保護者又は世帯員の氏名、家族構成、住所又は連絡先に変更があったとき。	（２）　児童、保護者又は世帯員の氏名、家族構成、住所又は連絡先に変更があったとき。
（３）　父母及び保護者（父母を除く。）の勤務先及び勤務状況に変更があ	（３）　父母及び保護者（父母を除く。）の勤務先及び勤務状況に変更があ

改正前	改正後
ったとき。 （４） 児童の一身上に事故等があったとき。 ２ 保護者は、児童を欠席又は早退させようとするときは、事前に当該学童保育室に連絡しなければならない。 （休室日） 第10条 休室日は、次のとおりとする。 （１） 日曜日 （２） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 （３） １月２日及び同月３日 （４） 12月29日から同月31日まで （保育時間等の変更） 第11条 教育委員会は、感染症の発生その他の事由により必要と認めるときは、臨時に保育時間を変更し、又は休室することができる。 （指定管理者の公募） 第12条 条例第７条第２項の規定により指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示して行うものとする。 （１） 施設の名称、所在地及び概要 （２） 申込方法 （３） 応募資格 （４） 指定管理者が行う業務の範囲 （５） 指定期間 （６） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 （指定の申請） 第13条 条例第８条第１項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、学童保育室指定管理者指定申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。 （１） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 （２） 法人にあっては登記事項証明書 （３） 団体の概要を記載した書類	ったとき。 （４） 児童の一身上に事故等があったとき。 ２ 保護者は、児童を欠席又は早退させようとするときは、事前に当該学童保育室に連絡しなければならない。 （休室日） 第10条 休室日は、次のとおりとする。 （１） 日曜日 （２） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 （３） １月２日及び同月３日 （４） 12月29日から同月31日まで （保育時間等の変更） 第11条 教育委員会は、感染症の発生その他の事由により必要と認めるときは、臨時に保育時間を変更し、又は休室することができる。 （指定管理者の公募） 第12条 条例第７条第２項の規定により指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示して行うものとする。 （１） 施設の名称、所在地及び概要 （２） 申込方法 （３） 応募資格 （４） 指定管理者が行う業務の範囲 （５） 指定期間 （６） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 （指定の申請） 第13条 条例第８条第１項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、学童保育室指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。 （１） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 （２） 法人にあっては登記事項証明書 （３） 団体の概要を記載した書類

改正前	改正後
（４）　役員の名簿及び経歴を記載した書類	（４）　役員の名簿及び経歴を記載した書類
（５）　納税証明書	（５）　納税証明書
（６）　直近３事業年度の決算書類	（６）　直近３事業年度の決算書類
（７）　類似施設等管理運営実績資料（別記第11号様式）	（７）　類似施設等管理運営実績資料
（８）　学童保育室運営事業計画書（別記第12号様式）	（８）　学童保育室運営事業計画書
（９）　学童保育室の管理に係る収支計画書（別記第13号様式）	（９）　学童保育室の管理に係る収支計画書
（10）　従事予定者等調書（別記第14号様式）	（10）　従事予定者等調書
（11）　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類	（11）　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
（指定の基準）	（指定の基準）
第14条　条例第８条第２項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。	第14条　条例第８条第２項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
（１）　学童保育室、幼稚園、保育園その他これらに類する施設の運営実績があり、児童の健全育成に係る事業について相当の知識を有すること。	（１）　学童保育室、幼稚園、保育園その他これらに類する施設の運営実績があり、児童の健全育成に係る事業について相当の知識を有すること。
（２）　施設の適切な維持及び管理を図ることができること。	（２）　施設の適切な維持及び管理を図ることができること。
（３）　施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	（３）　施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
（指定管理者選定審査会の組織及び運営）	（指定管理者選定審査会の組織及び運営）
第15条　条例第８条の２第１項に規定する足立区立学童保育室指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。	第15条　条例第８条の２第１項に規定する足立区立学童保育室指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）　指定管理者の指定を受けようとする者から提出された申請書類の審査、評価及び指定管理者の候補者の選定に関すること。	（１）　指定管理者の指定を受けようとする者から提出された申請書類の審査、評価及び指定管理者の候補者の選定に関すること。
（２）　その他指定管理者の候補者の選定に関し、教育委員会が必要と認める事項	（２）　その他指定管理者の候補者の選定に関し、教育委員会が必要と認める事項
２　条例第８条の２第２項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。	２　条例第８条の２第２項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。
（１）　区民　３人以内	（１）　区民　３人以内
（２）　学識経験者等　３人以内	（２）　学識経験者等　３人以内
（３）　足立区職員　２人以内	（３）　足立区職員　２人以内
３　委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から選定審査が終	３　委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から選定審査が終

改正前	改正後
了する日までとする。	了する日までとする。
4　審査会に委員長を置く。	4　審査会に委員長を置く。
5　委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。	5　委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
6　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。	6　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
7　審査会は、委員長が招集する。	7　審査会は、委員長が招集する。
8　委員長は、審査会を招集するときは、日時、場所、審査事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。	8　委員長は、審査会を招集するときは、日時、場所、審査事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。
9　審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。	9　審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。
10　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。	10　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
11　委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接利害関係がある事業者の選定審査については、その議事に加わることができない。	11　委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接利害関係がある事業者の選定審査については、その議事に加わることができない。
12　委員は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	12　委員は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
13　審査会の会議は、非公開とする。	13　審査会の会議は、非公開とする。
14　委員長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。	14　委員長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。
15　審査会の庶務は、子ども家庭部学童保育課において処理する。	15　審査会の庶務は、子ども家庭部学童保育課において処理する。
16　前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。	16　前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（指定の通知）	（指定の通知）
第16条　教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、学童保育室指定管理者指定通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。	第16条　教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、学童保育室指定管理者指定通知書により通知するものとする。
（協定）	（協定）
第17条　指定管理者は、学童保育室の管理に関する次に掲げる事項について、教育委員会と協定を締結するものとする。	第17条　指定管理者は、学童保育室の管理に関する次に掲げる事項について、教育委員会と協定を締結するものとする。
（１）　事業計画に関する事項	（１）　事業計画に関する事項

改正前	改正後
（２） 管理に要する費用に関する事項	（２） 管理に要する費用に関する事項
（３） 事業の実績報告に関する事項	（３） 事業の実績報告に関する事項
（４） 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項	（４） 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
（５） 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項	（５） 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
（６） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	（６） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（指定管理者等評価委員会の組織及び運営）	（指定管理者等評価委員会の組織及び運営）
第18条 条例第11条第２項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。	第18条 条例第11条第２項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。
（１） 区民 ３人以内	（１） 区民 ３人以内
（２） 学識経験者等 ３人以内	（２） 学識経験者等 ３人以内
（３） 足立区職員 ２人以内	（３） 足立区職員 ２人以内
２ 委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から、評価が終了する日までとする。	２ 委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から、評価が終了する日までとする。
３ 条例第11条第１項に規定する足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）に委員長を置く。	３ 条例第11条第１項に規定する足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）に委員長を置く。
４ 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。	４ 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
５ 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。	５ 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
６ 評価委員会は、委員長が招集する。	６ 評価委員会は、委員長が招集する。
７ 委員長は、評価委員会を招集するときは、日時、場所、評価する事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。	７ 委員長は、評価委員会を招集するときは、日時、場所、評価する事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。
８ 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。	８ 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。
９ 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。	９ 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
10 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	10 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
11 評価委員会の会議は、非公開とする。	11 評価委員会の会議は、非公開とする。
12 委員長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。	12 委員長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。

改正前	改正後
13　評価委員会の庶務は、子ども家庭部学童保育課において処理する。	13　評価委員会の庶務は、子ども家庭部学童保育課において処理する。
14　前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。	14　前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（新設）	（様式）
	第19条　この規則における書類の様式は、別に定める。
（実施細目）	（実施細目）
第19条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。	第20条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。
付　則	付　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この規則は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。	1　この規則は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2　施行日前に足立区立学童保育室条例施行規則（昭和51年足立区規則第14号。以下「旧規則」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧規則の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、この規則の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。	2　施行日前に足立区立学童保育室条例施行規則（昭和51年足立区規則第14号。以下「旧規則」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧規則の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、この規則の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。
3　この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第１号様式から別記第15号様式までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。	3　この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第１号様式から別記第15号様式までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
付　則（令和６年９月12日教委規則第12号）	付　則（令和６年９月12日教委規則第12号）
（施行期日）	（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。	1　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2　この規則による改正後の別記第１号様式の規定は、令和７年度以後の学童保育室入室申請に適用し、令和６年度以前の当該申請については、なお従前の例による。	2　この規則による改正後の別記第１号様式の規定は、令和７年度以後の学童保育室入室申請に適用し、令和６年度以前の当該申請については、なお従前の例による。
付　則（令和６年12月16日教委規則第14号）	付　則（令和６年12月16日教委規則第14号）

改正前	改正後
（施行期日） 1　この規則は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行により新たに特別延長保育を実施することとなる学童保育室に係る特別延長保育の利用の申請、承認その他利用に関する手続については、施行日前においてもこの規則による改正後の足立区立学童保育室条例施行規則の規定の例により行うことができる。 付　則（令和７年９月12日教委規則第８号） （施行期日） 1　この規則は、令和７年11月１日から施行し、改正後の別表の規定は、同年４月１日から適用する。 （経過措置） 2　この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第１号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 付　則（令和８年３月11日教委規則第３号） （施行期日） 1　この規則は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行により新たに特別延長保育を実施することとなる学童保育室に係る特別延長保育の利用の申請、承認その他利用に関する手続については、施行日前においてもこの規則による改正後の足立区立学童保育室条例施行規則の規定の例により行うことができる。	（施行期日） 1　この規則は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行により新たに特別延長保育を実施することとなる学童保育室に係る特別延長保育の利用の申請、承認その他利用に関する手続については、施行日前においてもこの規則による改正後の足立区立学童保育室条例施行規則の規定の例により行うことができる。 付　則（令和７年９月12日教委規則第８号） （施行期日） 1　この規則は、令和７年11月１日から施行し、改正後の別表の規定は、同年４月１日から適用する。 （経過措置） 2　この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第１号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 付　則（令和８年３月11日教委規則第３号） （施行期日） 1　この規則は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行により新たに特別延長保育を実施することとなる学童保育室に係る特別延長保育の利用の申請、承認その他利用に関する手続については、施行日前においてもこの規則による改正後の足立区立学童保育室条例施行規則の規定の例により行うことができる。 付　則 （施行期日） 1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の６の次に１条を加える改正規定は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

改正前	改正後
	（夏季限定利用の経過措置） ２　この規則の施行による夏季限定利用の入室申請、承認その他その利用に関する手続については、施行日前においてもこの規則による改正後の足立区立学童保育室条例施行規則の規定の例により行うことができる。 （様式の経過措置） ３　この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区立学童保育室条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
別表（第２条の２関係）（現行のとおり） 別記第１号様式～別記第15号様式（削除）	別表（第２条の２関係）（現行のとおり） 別記第１号様式～別記第15号様式（削除）

第６６号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について

上記の議案を提出する。

令和８年９月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区教育財産の用途廃止の承認について

下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

１　用途廃止する教育財産

名　　称		足立区立鋸南自然の家
所　在　地		千葉県安房郡鋸南町大帷子４７８番地 （地番）千葉県安房郡鋸南町保田字下埋田 461-1
種　　類		土地・建物・工作物・立木竹
数　　量	（土　地）	６９，８８２．６３㎡
	（建　物）	７，７９５．３２㎡
	（工作物）	７基・４７７ｍ
	（立木竹）	１７９本
価　　格	（土　地）	９４０，６５７，０００円
	（建　物）	３，２７４，８４９，０００円
	（工作物）	２１，４７５，０００円
	（立木竹）	１５，６８４，０００円
用途廃止の日		本案議決後処理する。

（提案理由）

鋸南自然の家は、教育財産の用途廃止をする必要があるので、本案を提出いたします。

第６６号議案説明資料

令和８年９月１５日

件　　名	**足立区教育財産の用途廃止の承認について**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	**１　提案の理由** 足立区立鋸南自然の家の廃止に伴い教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。 **２　用途廃止する財産** （１）名　称　　足立区立鋸南自然の家 （２）所在地　　千葉県安房郡鋸南町大帷子４７８番地 （地番）千葉県安房郡鋸南町保田字下埋田 461-1 他 （３）種類、名称、数量及び価格 種　類　　土地・建物・工作物・立木竹 数　量　（土　地）　６９，８８２．６３㎡ （建　物）　７，７９５．３２㎡ （工作物）　７基・４７７ｍ （立木竹）　１７９本 価　格　（土　地）　９４０，６５７，０００円 （建　物）３，２７４，８４９，０００円 （工作物）　２１，４７５，０００円 （立木竹）　１５，６８４，０００円 **３　用途廃止の日** 本案議決後処理する。 **４　今後の方針** 本議案が可決されたならば、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、総務部に引き継ぐ。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**こども性暴力防止法に関する取組について**
所管部課名	総務部　人事課、教育指導部　教育政策課
内　　容	こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るために令和６年６月に成立した「こども性暴力防止法（令和６年法律第６９号)」（以下「法」という。)に基づき、こども家庭庁より示されている区が実施すべき取組について、以下のとおり報告する。

１　制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による 児童対象性暴力等を防止する措置 （① 犯罪事実確認・防止措置、②安全確保措置の実施のための体制整備、③ 情報管理措置）を講じること等を、国が法により義務付けた制度。

２　法施行年月日

令和８年１２月２５日

３　制度対象施設

児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有する施設が対象で、法において義務付けられた施設（以下**「義務対象施設」**という。）と、事業者の申請に基づき認定を受けることができる施設（以下**「認定施設」**という。）に分けられる。

（１）区が措置を行う施設

分類	対象施設
義務対象施設	区立小中学校、区立認可保育所・認定こども園、児童館（栗島住区センター（令和８年度まで)、鹿浜いきいき館)、幼児発達支援室ひよこ ⇒　各施設の対象従事者（想定）は、Ｐ３４～３５参照。
認定施設	区立学童保育室（直営)、こども支援センターげんき

（２）民間事業者等が措置を行う施設

分類	対象施設
義務対象施設	学校（学校法人立等)、区立認可保育所（指定管理)、私立認可保育所、私立小規模保育所、家庭的保育事業、私立幼稚園、私立認定こども園、児童館（住区センター、指定管理)、放課後等デイサービス等
認定施設	学習塾、放課後子ども教室、区立学童保育室（指定管理、住区センター、業務委託)、民設学童保育室、都認証保育所、認可外保育施設等

４　主な措置事項

ア　犯罪事実確認・防止措置	①　不適切な行為の範囲の検討・確定 ②　対象業務従事者の範囲の検討・確定 ③　児童対象性暴力等の防止措置等に関する規程の策定 ④　採用者、現職者の犯罪事実確認 ⇒　事務フローは、Ｐ３６参照
イ　安全確保措置の実施のための体制整備	①　従事者向け研修の実施 ②　相談体制の整備 ③　事案疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
ウ　情報管理措置	①　情報管理規程の策定 ②　規程に沿った情報管理体制の整備

５　今後の方針

（１）義務対象施設

区の義務対象施設に求められる以下の取組を着実に進めていく。

<table>
<tr><th></th><th>ア　犯罪事実確認・防止措置</th><th>イ　安全確保措置の実施のための体制整備</th><th>ウ　情報管理措置</th></tr>
<tr><td rowspan="3">法施行前</td><td colspan="3">規　程　等　の　整　備</td></tr>
<tr><td>従事者向け研修の実施</td><td rowspan="3">規程に沿った情報管理体制の整備</td></tr>
<tr><td>相談体制の整備</td></tr>
<tr><td>事案疑い発生時の報告・対応ルール策定、周知</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法施行後</td><td>法施行時現職者の犯罪事実確認の実施
［期限　※］
令和１１年１２月２４日</td><td rowspan="2">事案疑い発生時の報告・対応ルールの周知</td><td rowspan="2">規程に沿った情報管理体制の履行</td></tr>
<tr><td>法施行後に採用される職員の犯罪事実確認の計画的な実施</td></tr>
</table>

※　法施行時現職者は、上記の期限内で国（区立小中学校は都教育委員会）の指定する時期に分散して確認を行うことになっている。

（２）認定施設

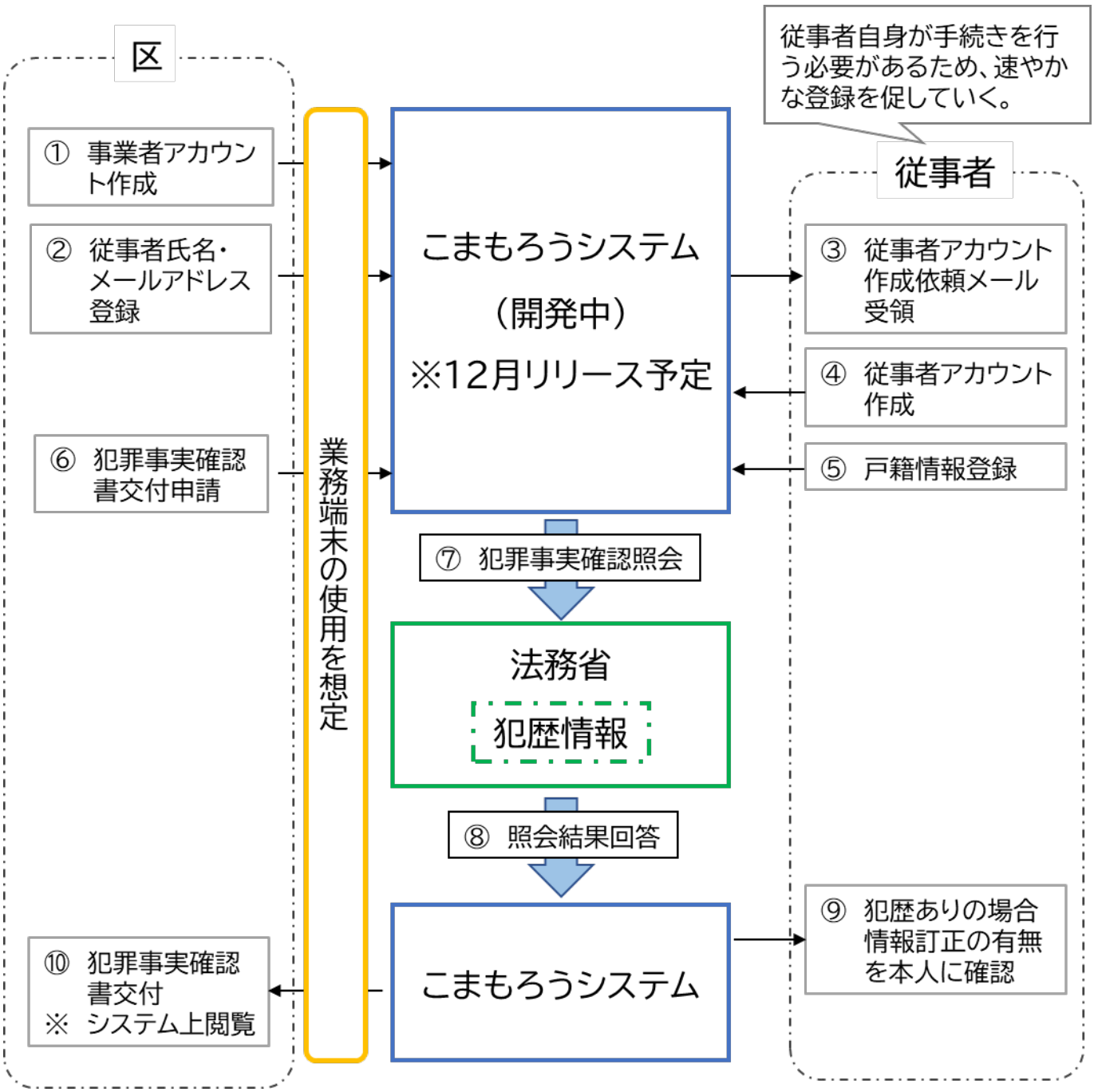
区が申請を予定する認定施設は、認定を受けることができる体制（研修の実施など）を整備したうえで、法施行後速やかに認定申請を行う。

義務対象施設における制度対象従事者数（令和８年８月時点）

施設名	施設数	常勤		会計年度・派遣・委託従事者	
		職　名	従事者数	職名等（派遣、委託の場合は［　］にその旨を記載）	従事者数
区立小中学校	102	正規教員	2,644		
		教諭（臨時的任用教員）	127		
		事務	103		
		栄養士	59		
		あだち放課後子ども教室スタッフ	8		
				中学校司書	35
				そだち指導員Ⅱ	68
				時間講師	383
				非常勤教員	36
				SSR指導員	4
				学習支援員（エデュケーション・アシスタント）	107
				日本語学習ルーム主任	4
				日本語指導員	13
				部活動指導員	75
				日本語適応指導講師	43
				中学校生活指導員	39
				いじめ対応サポーター	1
				特別非常勤講師	1
				スクールアシスタント	473
				特別支援教室専門員	142
				特別支援教室指導教員	41
				区スクールカウンセラー	30
				区統括スクールカウンセラー	2
				都スクールカウンセラー	104
				学校事務専門員Ⅰ	10
				学校事務専門員Ⅱ	26
				事務補助	162
				学校栄養士	55
				養護教諭代替員	3
				小学校図書館支援員［派遣］	88
				ALT(外国語指導助手）［派遣］	35
				部活動指導員［委託］	36
				医療的ケア看護師［委託］	21
				あだち放課後こども教室スタッフ（ボランティア）	1,114
区立認可保育所・認定こども園	30	保育士・保育教諭	508		
		看護師	19		
				保育補佐員	232
				保育補助員	337
				用務	62
				栄養士	32
				事務補助	3
				保育士[人材派遣]	9
				看護師[人材派遣]	1

施設名	施設数	常勤		会計年度・派遣・委託従事者	
		職　名	従事者数	職名等（派遣、委託の場合は［　］にその旨を記載）	従事者数
児童館（栗島住区センター、鹿浜いきいき館）	2	児童指導	12		
		事務	2		
				児童指導	9
幼児発達支援室ひよこ	1	福祉	13		
		心理	7		
		事務	2		
				栄養士	1
				保育補助員	4
				看護師	1
				幼児相談員	1
				心理相談員	9
				作業療法士	4
				言語聴覚士	4
				通所バス運転手（委託）	1
				通所バス添乗員（委託）	4
従事者数計			3,504		3,865

【犯罪事実確認　事務フロー】



教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**令和８年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果について**
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内　　容	文部科学省より提供された令和８年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果に基づき、以下のとおり報告する。 なお、教科調査では、中学３年生の英語４技能（聞くこと、読むこと、書くこと、話すこと）はＣＢＴ※１、それ以外についてはＰＢＴ※２で実施された。 ※１　ＣＢＴ（Computer Based Testing）＝タブレット端末で解答するテスト方式。 ※２　ＰＢＴ（Paper Based Testing）＝紙で出題・解答する従来のテスト方式。

１　結果概要

（１）小学６年生

国語の区平均正答率は、過去２年全国値を下回っていたものの、令和８年度は＋0.４ポイントと改善した。これにより、３年ぶりに国語・算数ともに国の平均正答率を上回った。

（２）中学３年生

国語・数学の区平均正答率は、３年連続で全国値を－1.０ポイント以内で下回っている。英語（３年に一度の調査）は、令和８年度より平均ＩＲＴスコアでの公表となったが、Ｒ５に続いて全国値を上回った。

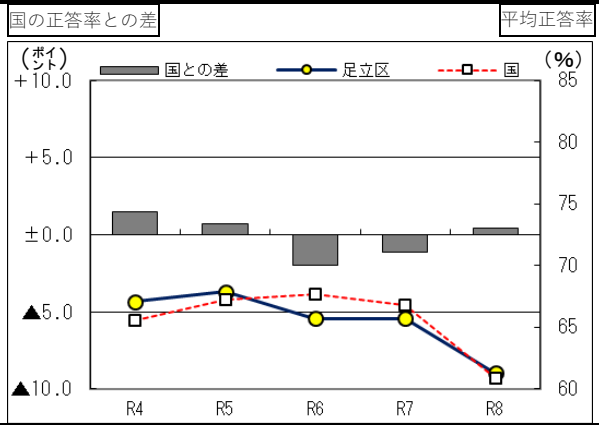
２　教科別の調査結果

（１）小学６年生

ア　国語　ＰＢＴ方式

上段：平均正答率　下段：（平均正答数）

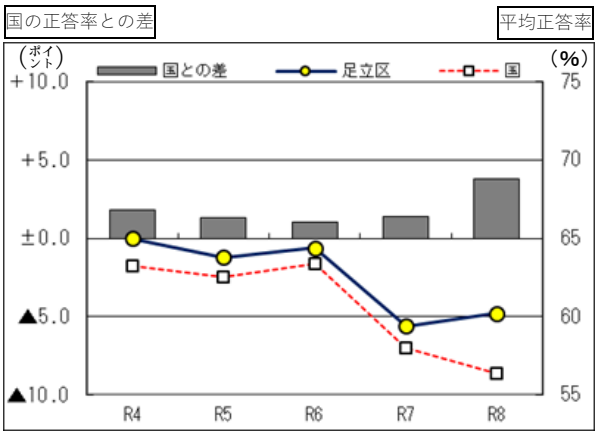
年度	出題数	区	国	国との差
Ｒ６	14 問	65.７% （9.２問）	67.７% （9.５問）	▲2.０P （▲0.３問）
Ｒ７	14 問	65.７% （9.２問）	66.８% （9.４問）	▲1.１P （▲0.２問）
Ｒ８	**13 問**	**61.３%** **（8.０問）**	**60.９%** **（7.９問）**	**＋0.４P** **（＋0.１問）**



イ　算数　ＰＢＴ方式

上段：平均正答率　下段：（平均正答数）

年度	出題数	区	国	国との差
Ｒ６	16 問	64.4% （10.3 問）	63.4% （10.1 問）	+1.0P （+0.2 問）
Ｒ７	16 問	59.4% （9.5 問）	58.0% （9.3 問）	+1.4P （+0.2問）
Ｒ８	**16 問**	**60.2% （9.6 問）**	**56.4% （9.0 問）**	**+3.8P （+0.6 問）**

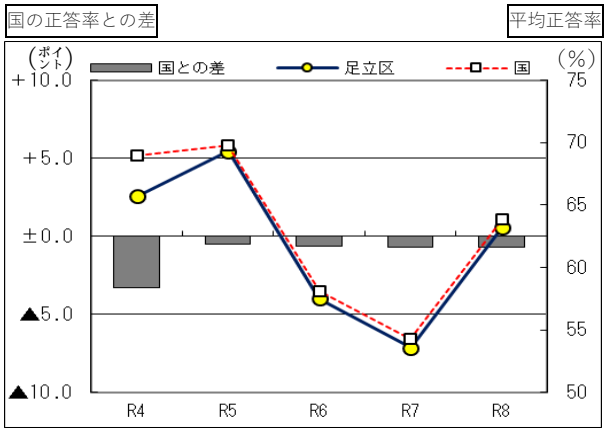


（２）中学３年生

ア　国語　ＰＢＴ方式

上段：平均正答率　下段：（平均正答数）

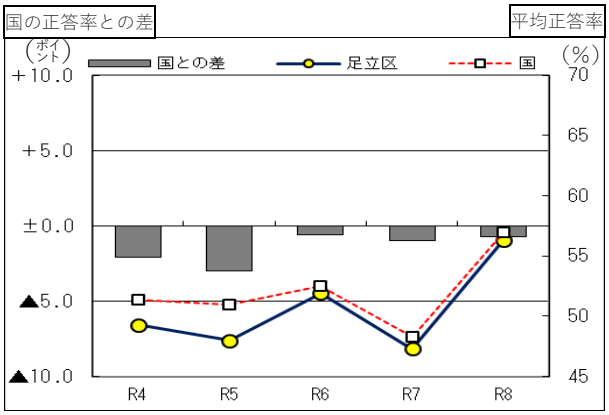
年度	出題数	区	国	国との差
Ｒ６	15 問	57.5% （8.6 問）	58.1% （8.7 問）	▲0.6P （▲0.1 問）
Ｒ７	14 問	53.6% （7.5 問）	54.3% （7.6 問）	▲0.7P （▲0.1 問）
Ｒ８	**15 問**	**63.2% （9.5 問）**	**63.9% （9.6 問）**	**▲0.7P （▲0.1 問）**



イ　数学　ＰＢＴ方式

上段：平均正答率　下段：（平均正答数）

年度	出題数	区	国	国との差
Ｒ６	16 問	51.9% （8.3 問）	52.5% （8.4 問）	▲0.6P （▲0.1 問）
Ｒ７	15 問	47.3% （7.1 問）	48.3% （7.2 問）	▲1.0P （▲0.1 問）
Ｒ８	**16 問**	**56.3% （9.0 問）**	**57.0% （9.1 問）**	**▲0.7P （▲0.1 問）**



ウ　英語（３年に一度の調査）　ＣＢＴ方式

【英語４技能　平均ＩＲＴスコア※３】

年度	区	国※４	国との差
Ｒ８	**507**	**499**	**8P**

※３　平均ＩＲＴスコア＝基準を５００とした得点で表示。

※４　国の平均ＩＲＴスコアは英語４技能を当日に実施した学校の生徒の結果（国公私立５００校：４６，６４５人分）を集計したもの。

参考≪英語調査の過去の結果との比較≫

①　聞くこと、読むこと、書くこと　ＰＢＴ方式

上段：平均正答率　下段：（平均正答数）

年度	出題数	区	国	国との差
Ｒ１	21 問	55.2% （11.6 問）	56.0% （11.8 問）	▲0.8P （▲0.2 問）
Ｒ５	17 問	47.1% （8.0 問）	45.6% （7.7 問）	＋1.5P （＋0.3 問）

②　話すこと　ＣＢＴ方式

上段：平均正答率　下段：（平均正答数）

年度	出題数	区	国	国との差
Ｒ５	5 問	14.0% （0.7 問）	12.4% （0.6 問）	＋1.6P （＋0.1 問）

３　今後の方針

区全体の傾向・解説および領域別・観点別の詳細結果を区ホームページに掲載する（令和９年２月予定）。

≪参考≫

【実施概要】

１　小学６年生

調査項目	実施期間	実施方式	受検人数
国　語	令和８年４月２３日（木）	ＰＢＴ	4,671 人
算　数			4,674 人
質問調査	令和８年４月２４日（金） ～５月　８日（金）	ＣＢＴ	4,665 人

２　中学３年生

調査項目		実施期間	実施方法	受検人数
国　語		令和８年４月２３日（木）	ＰＢＴ	3,926 人
数　学				3,922 人
英　語 （４技能） ≪３年に １度の実施≫	（３技能） 聞くこと 読むこと 書くこと	令和８年４月２０日（月） ～４月２３日（木） 予備日：４月２４日（金）	ＣＢＴ	3, 769人
	話すこと	当日実施： 令和８年４月２４日（金） ・４月２７日（月） ※全国から 500 校抽出 期間内実施： 令和８年４月２８日（火） ～５月２９日（金）		
質問調査		令和８年４月２０日（月） ～４月２３日（木） 予備日：４月２４日（金）	ＣＢＴ	3,906 人

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**チャレンジクラス「シエスタ」の運営状況等について（経過報告）**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課
内　　容	令和８年４月に開設したチャレンジクラス「シエスタ」（以下、シエスタと表記する。）の令和８年９月１日時点での運営状況について、以下のとおり報告する。

１　運営状況など

（１）クラス人数

	１年生	２年生	３年生	合計
令和８年５月７日時点	１人	２人	２人	５人
令和８年９月１日時点	２人	４人	３人	９人

（２）出席状況

一部登校に不安を抱える生徒はいるが、全体的に概ね良好であり、昨年登校できなかった生徒も **登校の継続ができている。**

※　具体的な登校率については個人の特定に繋がりかねないため公表はしていない。

（３）シエスタの取り組み

自分たちで、どのような公共交通機関を利用するのか、どのように調理を行うかなど計画を立て、端末を活用しながら必要な情報を収集し、仲間と協力して実行する体験的な学びを展開している。周囲との関わりの中で実践を重ねることで、自己有用感の育みや生徒同士の関係づくりに繋がるなど、シエスタにおける主体的・協働的な学びが定着しつつある。

ア　校外学習（生物園、郷土博物館）

例えば生物園では生き物の生態などを学習し、他者に説明するプレゼン資料を作成

イ　調理実習

生徒同士で話し合い、「シエスタバーガー」を作りクラスで喫食

【調理実習で作った「シエスタバーガー」】

パンは既製品を使用したが、野菜を切る、パティ、ソースを作るなどはシエスタの生徒が主体で行った。





２　アンケートの分析と回答結果について

令和８年７月にシエスタ生徒にアンケートを実施した。
今後は令和８年１２月、令和９年３月にも実施する予定である。

（１）分析

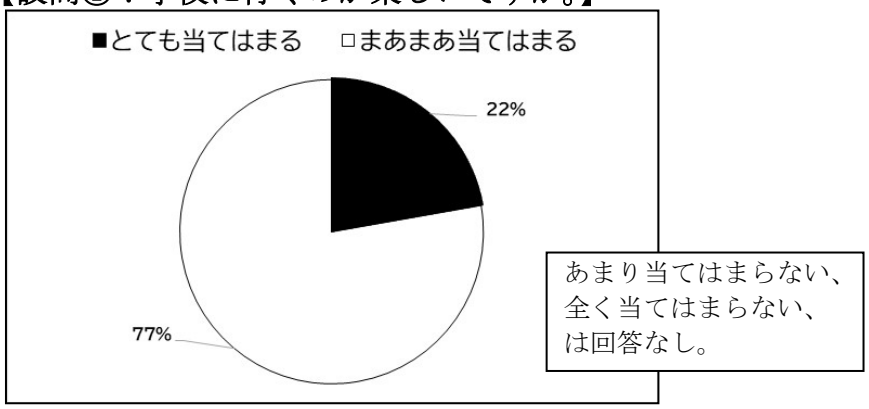
総じてポジティブな回答が多い。担任教員が生徒たちと積極的にコミュニケーションを取り、ありのままの生徒を受け入れている様子が見受けられるなど、<u>教員・生徒間の人間関係を中心としたクラス作り</u>が奏功していると考えられ、シエスタが生徒たちにとって「安心して居られる居場所」となっている可能性がある。

（２）主な回答結果（ｎ＝９）

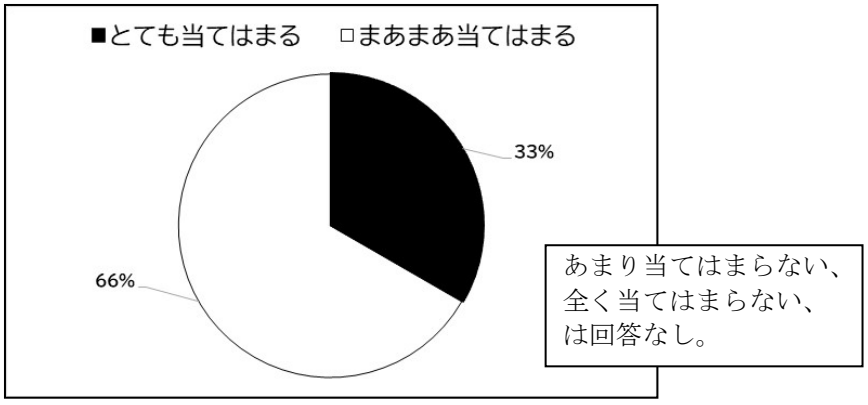
設問は全部で１７問あり、主な回答結果を８問ピックアップしている。残りの９問はＰ４５～４６「【参考】アンケート回答結果」を参照のこと。

なお、回答比率は回答者数を基礎として算出し、比率の合計が１００％に満たない場合がある。

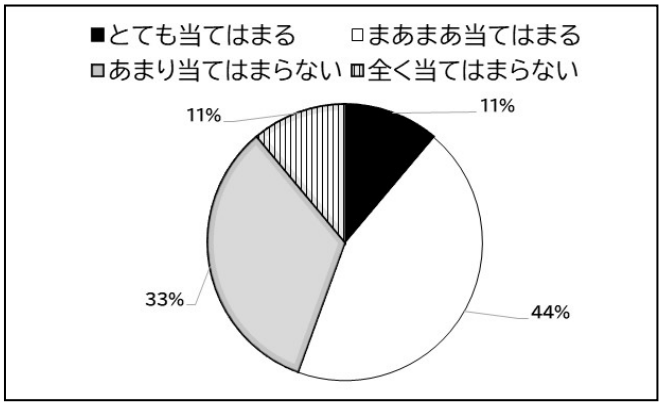
【設問①：学校に行くのが楽しいですか。】



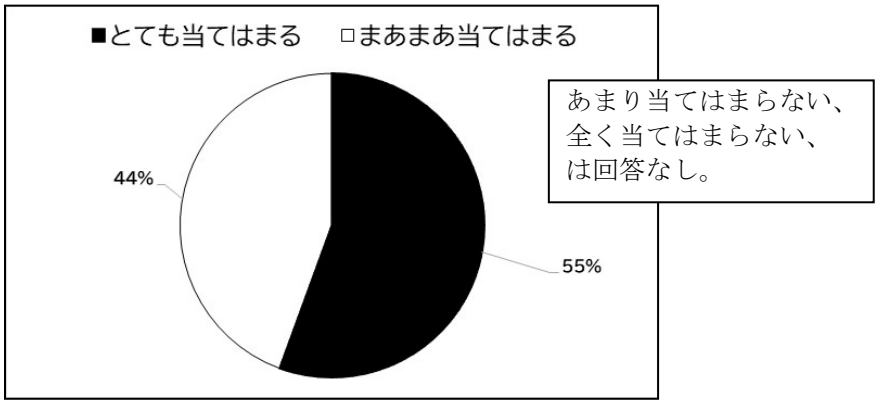
【設問②：学習ができるようになりましたか。】



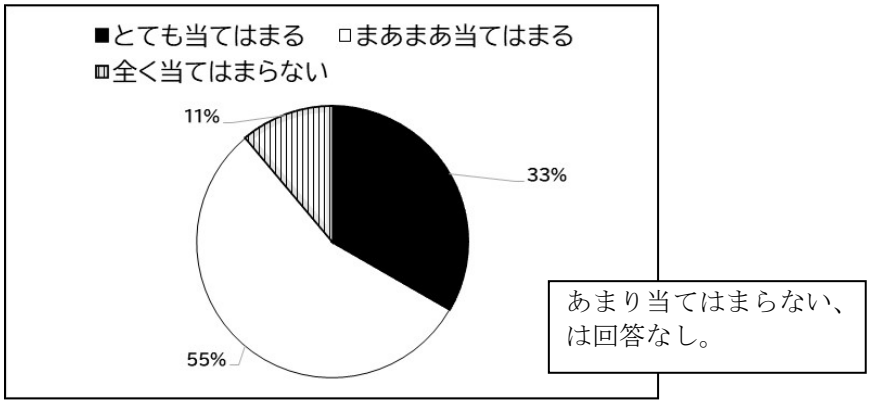
【設問③：悩みや困りごとを誰かに相談できるようになりましたか。】



【設問④：シエスタの先生方は、あなたができるようになったことを認め、励ましてくれますか。 】



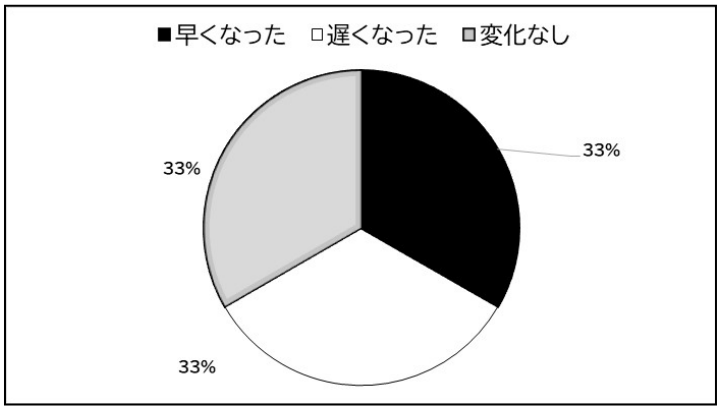
【設問⑤：シエスタ入級後、自分に変化はありましたか。】



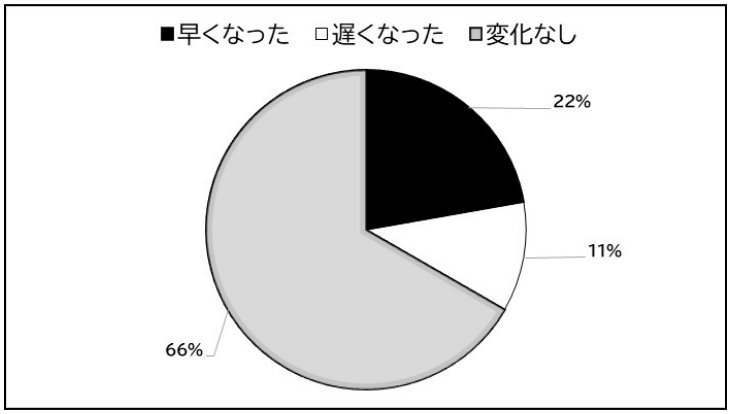
【設問⑥：どのような変化がありましたか。】

A さん	毎日学校に行けるようになった。
B さん	学校に行きたいと思うようになった。
C さん	学校に通えるようになり、自分から勉強ができるようになった。
D さん	学校に行きやすくなった。
E さん	授業を受けるのが楽しくなった。
F さん	前は人に対してあまり気軽に話せなかったが、気軽に話せるようになった。

【設問⑩：シエスタ入級後、朝起きる時間はどうなりましたか。】



【設問⑪：シエスタ入級後、夜寝る時間はどうなりましたか。】



３　今後の方針

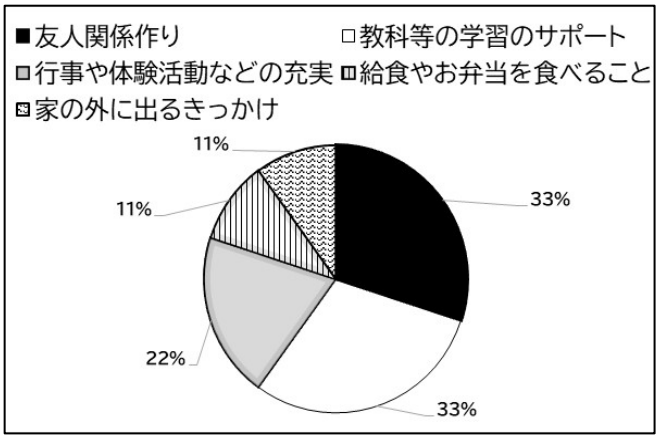
（１）設問３から約半数の生徒が悩みや困りごとを誰かに相談しやすい状態ではない可能性がある。学校と連携し、生徒が悩みや困りごとを相談しやすくなるような取り組みを検討していく。

（２）引き続き、シエスタが生徒にとって「安心して居られる居場所」となれるよう、学校と連携していく。

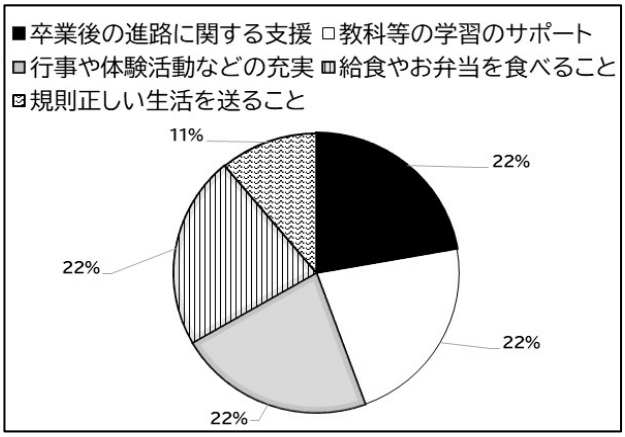
（３）不登校の未然防止に繋げるため、シエスタのアンケート結果（年３回）を分析していく。

【参考】アンケート回答結果

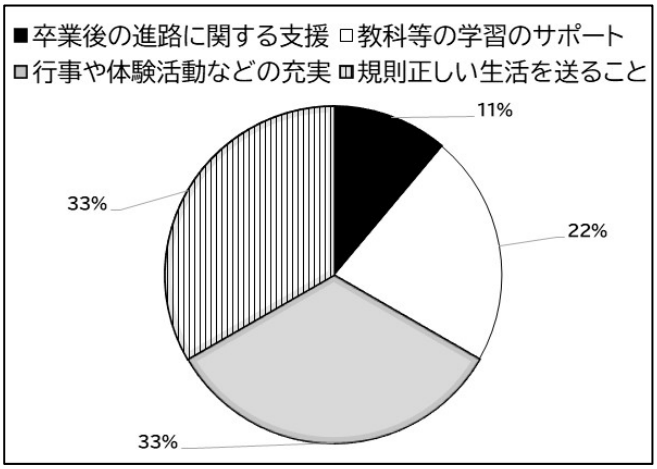
【設問⑦：シエスタに 1番目に 期待していることはなんですか。】



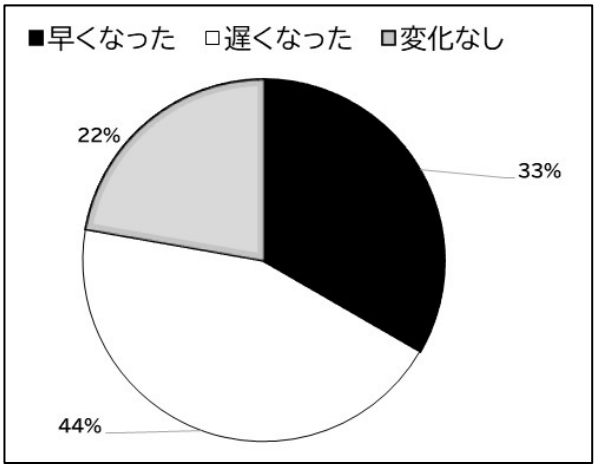
【設問⑧：シエスタに 2番目に 期待していることはなんですか。】



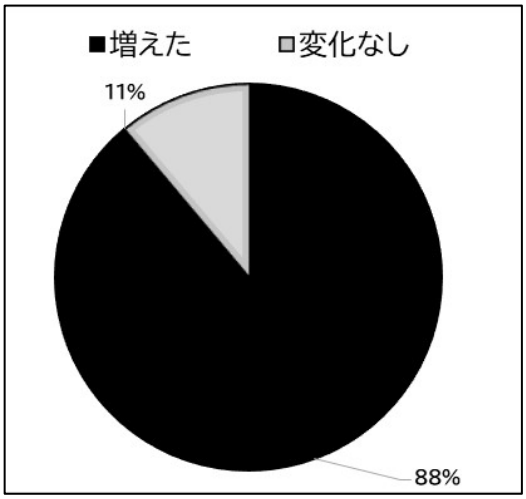
【設問⑨：シエスタに 3番目に 期待していることはなんですか。】



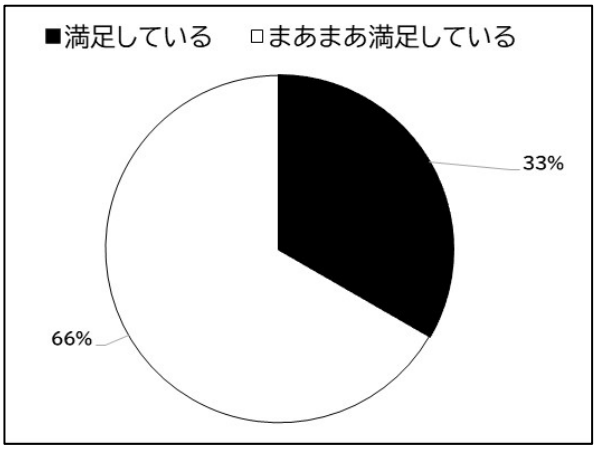
【設問⑫：シエスタ入級後、学校に向かう時間はどうなりましたか。】



【設問⑬：シエスタ入級後、外出して人と関わる時間はどうなりましたか。】



【設問⑭：シエスタの満足度】

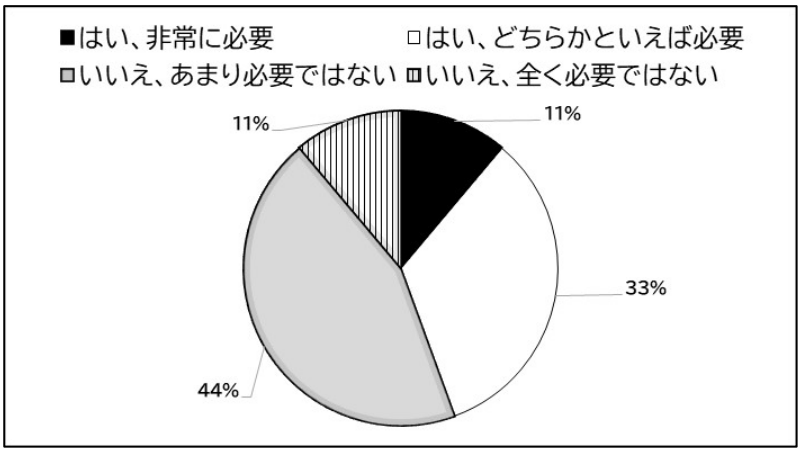


【設問⑮：シエスタの指導内容について「いいな」と感じるもの】

※　回答が多いものを抜粋

人とのコミュニケーションが楽しくなった	５人
学習が定着した、勉強するようになった、勉強に興味を持てるようになった	４人
規則正しい生活リズムを送れるようになった	４人

【設問⑯：シエスタ以外の生徒たちとの交流の機会は必要か。】



【設問⑰：シエスタについてご意見を聞かせてください。】

A さん	毎日学校に行けるようになった。
B さん	校外学習でディズニーに行きたいです。
C さん	めっちゃ楽しい。
D さん	勉強ができる。
E さん	授業が少ない。
F さん	外出や勉強する機会が増えてよかった。
G さん	今のままがいい。
H さん	楽しいです。
I さん	気軽に話せる先生も多いし、気軽に接してくれる。 嫌なこともなくとてもいい場所だと思います。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**不登校未然防止に向けた早期相談チラシの配付について**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課
内　　容	登校のことで悩みを抱える保護者は、心理的な余裕がないなどの理由により自身で情報を探すことが難しく、不登校支援に関する情報にたどり着きにくいケースがあることから、以下のとおりプッシュ型の周知を開始したので報告する。 **１　目的** 児童・生徒が学校に行きづらさを感じ始めた段階で、保護者へ不登校支援に関する情報を届け、保護者の孤立や悩みを抱えることを防ぎ、早期支援に繋げるため。 **２　チラシの内容** 登校のことで悩みを抱える保護者にアンケートを実施し、子どもが登校しぶりの時など、早い段階で知りたかった情報を記載（チラシは次頁参照） ①　家庭での子どもとの接し方 ②　相談できる場所 ③　利用できるサポート **３　周知方法** （１）「連続３日以上か累積５日以上の欠席日数」に達するなどの不登校傾向がみられる児童・生徒の家庭へ学校から配付 （２）夏休み明けなど、不登校児童・生徒が増加傾向になる前段階でC4th Home&Schoolにて全保護者に配信（８月２５日に配信済） （３）不登校支援ポータルサイトに掲載 **４　今後の方針** 学校だけではなく、不登校支援連絡会に参加している団体等にも配付し、様々な方面から各家庭にアプローチをすることで、早期支援に繋げていく。

こんなお子様のサイン

実は学校へ行きづらいのかも・・・

- ☐ 頭痛・腹痛を訴えることがある
- ☐ 口数が減ってきた
- ☐ 学校の話をしたがらない
- ☐ 遅刻や早退が増えてきた
- ☐ 朝なかなか起きられない
- ☐ 登校準備に時間がかかる



その気付きに寄り添いを
早めのご相談を





子どもとどう接したらいいの？

お子様の気持ちを受け止め、寄り添うために大切なことをお伝えします。

ご家庭での接し方はこちら

区HP



学校でサポートしてもらえるの？

スクールカウンセラーや別室登校、登校支援などのサポートがあります。

学校のサポートはこちら

区HP



区にも相談できるの？

区では、教育相談員（臨床心理士 etc）との相談をはじめ、さまざまな支援を行っています。些細なことも、いつでもご相談ください。

相談の詳細はこちら

区HP

区の支援をまとめたHP

区HP

ご相談窓口

足立区こども支援センターげんき教育相談課
受付時間 月～土 8：30～17：00（祝日・年末年始除く）

西新井：03-3852-2872
綾　瀬：03-3838-3588
竹の塚：03-5851-8507

足立区教育委員会

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**令和９年度知的固定学級の西側エリア新設について**
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内　　容	令和９年度に中島根小・北三谷小で知的固定学級を新設すること（令和８年４月１６日文教委員会報告済）に加えて、西側エリアへの２校新設について報告する。

１　西側エリアの新設校

学校名	所在地
鹿浜未来小	鹿浜 5―18－1
皿沼小	皿沼 1－19－1

２　新設の理由

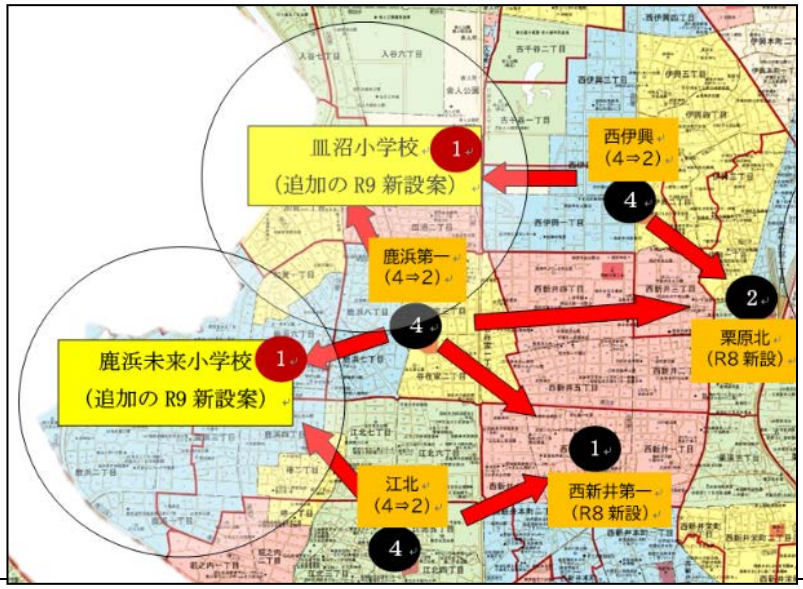
（１）西側エリア（西伊興小、鹿浜第一小、江北小）において来年度の空き予定を上回る申し込みが見込まれている。

学校名	空き予定数	申込数（推定）	超過見込み数
西伊興小	８人	９人	１人
鹿浜第一小	１人	７人	６人
江北小	４人	８人	４人

（２）西側エリアの各校は既に４学級の特別支援学級があり、これ以上の増学級の要請は困難な状況となっている。

（３）近隣地域に新設をしない場合は抽選が発生する可能性が高く、抽選から漏れた場合は遠隔地への通学を余儀なくされる。

（４）近隣地域で需要を吸収できる見込みが高い鹿浜未来小学校（鹿浜第一・江北の需要）と皿沼小学校（西伊興・鹿浜第一の需要）で新設することが望ましいと考えられる。



	３　今後の予定 （１）新設に向けて関係機関と引き続き調整していく。 （２）他エリアの申し込み状況も注視し、需要が集中する場合は増学級対応等を行っていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**（仮称）小学校版ＳＳＲの令和８年度モデル設置について**
所管部課名	こども支援センターげんき　教育相談課、支援管理課
内　　容	不登校児童の未然防止やインクルーシブ教育の推進を図るため、令和８年度中に、別室未整備の小学校８校へ、教室に入りづらい児童のための「（仮称）小学校版ＳＳＲ（以下「小学校ＳＳＲ」という。）」としてモデル設置したいと考えている。

１　中学校ＳＳＲと小学校ＳＳＲの違い

	中ＳＳＲ	【新】小ＳＳＲ
設置	Ｒ８：２５校設置済	Ｒ８：８校設置予定 ※モデル設置
目的	中１ギャップの防止、進路選択への支援、社会的自立に向けた社会とのつながり強化	校内に教室以外の「居場所」を確保し、学校が「安心して過ごせる、行きたくなる場所」となることで、不登校の未然防止を図る。
対象	生徒は原則いつでも利用可能	①　登校できるが教室に入れない児童 ②　教室に入る前や学校生活の中で、気持ちを整える必要がある児童
人材	教員経験を有する指導員が常駐	登校サポーターが常駐（※学習指導ではなく、児童への寄り添い支援を優先するため、教員免許等の資格要件を不要とする）
活動内容	学習指導、進路指導、 コミュニケーション	①　まずは「居場所」機能重視 ②　個別学習の見守り
環境	「個別学習」「共同作業」「リラックス」３つのスペース	各校の状況に応じて、「リラックス」や、気持ちを落ち着ける「クールダウン」を狙いとした環境整備を行う。

※　小学校ＳＳＲの正式名称は、モデル校ＳＳＲを利用した児童の意見を聴き、決定する。

２　小学校の別室開設・登校サポーター（以下、登サポ）配置状況

別室未開設　１５校 （未開設のため登サポ未配置）		別室開設済　５２校	
理由： 部屋なし	理由： 対応教員不足等	登サポ配置済	登サポ未配置
８校（A）	７校（B）	２７校（C）	２５校（D）

「別室を開設していない学校」調査（令和８年１月１５日現在）

（１）別室未開設の部屋なし８校（A）の現地調査結果

ア　６～７月、８校への現地調査を実施した。

イ　７校は整備すれば開設可能な教室があることを確認した。

ウ　１校は対象児童や利用できる教室がなく、令和８年度は整備困難と判断した。

（２）その他

一方、（C）１校は、ＰＣ室の一角を区切るのみで別室として利用しており、環境整備が必要なことから、「部屋なし」対象校（A）に新たに加えることとした。

３　小学校ＳＳＲ設置に必要な物品購入経費

（１）９月補正予算の内容・計上額

小学校ＳＳＲに必要な物品（消耗品・備品）の購入経費
328,448 円×8 校分≒2,628 千円（一般財源）

（２）対象校

千寿常東、西新井、西新井第一、西伊興、青井、中川、六木、東伊興

（３）積算根拠（１校あたりの物品種別・費用・導入個数）

物品種別	費用・導入個数
落ち着きブース※1	@113,850×1 個
落ち着きデスク※1	@ 17,600×2 個
落ち着きテント※1	@ 11,000×2 個
クッションマット※1	@ 30,140×1 個
テーブル	@ 54,120×1 個
スツール	@ 11,000×6 個
タイムタイマー	@ 7,138×1 個
合計	328,448 円（税込）

※１　特別支援教育の現場で導入されている組み立て式の半個室スペース等の物品一式。感情が高ぶった子どもが一人になり心を落ち着かせることができ、自己調整能力の向上につなげられる。

（４）各校の環境整備について

学校ごとに児童や部屋の状況などが異なるため、各校に予算配布し、各校において、予算額を上限に必要物品を購入する。



※AI を活用して作成したイメージ図

４　今後のスケジュール（予定）

年月	内容
８年１０月末以降	（９月補正予算議決後） **〈小学校ＳＳＲモデル 順次開設〉（Ａ）**
８年１２月～ ９年　４月	モデル校以外にも環境整備を行うことを念頭に、効果検証実施（Ａ） （長欠児童の欠席日数推移／関係者アンケート、不登校出現率等）
９年　４月	全小学校に登校サポーター等の定数配置（Ａ～Ｄ） ＊（Ｂ）の別室開設の課題が解消するため、別室等の全校開設完了
９年４月～１２月	本導入に向けた効果検証継続（Ａ）、対応人員の確保・整理、予算計上等（Ｂ～Ｄ）
１０年４月	（議決いただいた場合） モデル校以外の小学校への環境整備（Ｂ～Ｄ） ＊全６７校へのＳＳＲ設置完了（※）

５　ＳＳＲ完了（※）までの別室の取り扱いについて

項番１の特徴を満たした教室を「ＳＳＲ」とし、環境整備等がされない別室は「別室」として残る。

令和８年３定補正により実施を考えているモデル８校以外は、モデル実施の効果検証後、令和１０年４月に環境整備を行い、「ＳＳＲ」に移行予定。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**東渕江小学校改築工事における新校舎完成時期の遅れによる開校時期の変更について**
所管部課名	学校運営部　学校施設管理課 施設営繕部　東部地区建設課
内　　容	東渕江小学校改築工事において、中東情勢の影響による石油製品（塗装材料等）の供給不足等によって、新校舎完成の時期が遅れる旨の申し出が受注者からあり、開校時期を変更する必要が生じたため、以下のとおり報告する。

１　新校舎の開校時期（予定）

	変更前	変更後
開校時期	令和９年４月	令和９年９月 （夏季休業中の引っ越し）

２　新校舎完成時期が遅れる理由

（１）発注済みの塗装材料等は少しずつ納品されているが、契約数量全体の納期が未定である。

（２）外壁塗装などの工事が遅れ、外部足場を解体できないため、その後の工程に影響が及ぶ。

３　開校時期変更による主な影響

（１）在学中（１～５年生）の児童および来年度入学予定の子どもと保護者への説明が必要である。

（２）仮設校舎の継続利用に加え、バス移動の延長も必要である。

※　現時点では、旧こども家庭支援センター等跡地活用事業のスケジュールに影響はないが、事業者からの提案内容や昨今の社会情勢等により、今後の進捗に遅れが生じる可能性がある。

４　開校時期変更に伴う必要経費（概算）

一月当たり約４４，０００千円

内訳　　単位：千円

内　容	金　額
送迎バス賃借	２０，０００
仮設校舎リース	１９，０００
その他（バス誘導時の警備等）	５，０００
合　計	４４，０００

	５　今後の予定 （１）塗装材料の確保等について、受注者にはたらきかける。 （２）新校舎完成時期の遅れによる影響について整理し、庁内および関係機関と情報共有、連携して必要な対応を取る。 （３）学校関係者や保護者、地域への丁寧な説明を行う。 （４）適宜、議会や関係者等へ情報提供に努めるとともに、必要経費については、詳細を積算後、議会に諮っていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**竹の塚中学校と渕江中学校の第２回統合地域協議会の結果等について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内　　容	統合地域協議会の協議内容やその結果等について、次のとおり報告する。 **１　第２回統合地域協議会の結果** （１）日程 令和８年９月７日（月）午後６時３０分～午後８時３０分 （２）会場 竹の塚中学校 （３）出席委員 １７名（欠席３名） （４）委員による意見交換 ア　私は統合反対の立場。竹の塚中学校にある「子どもたちの資質」「大切な唯一の居場所」「地域との繋がり」を守りたい。 イ　３０年、４０年先を見据え、みんなで知恵を出し合っていくことが私たちの使命だと思う。 ウ　統合により部活動にも影響が出てくると心配している。 エ　結論は先送りにすべきではないと思う。 オ　より良い学校を作っていくための協議会だと認識している。 カ　小規模校は残すという前例を作ってもよいのではないか。 キ　統合に賛成でも反対でもないが、学校は現在の先生と生徒で作り上げているものだと思う。 ク　様々な意見が出ているが、何ごとも前向きに意見を出し合っていきたい。 ケ　生徒に責任を転嫁させるわけにはいかない。最終的には大人がコンセンサスを取り、前に進むしかない。 コ　竹の塚中学校を渕江中学校の分校として残すことはどうか。

（５）議題及び協議結果

ア　個別実施計画（案）第３版について

変更点	変更前（第２版）	変更後（第３版）	協議結果
統合時期	令和１１年４月	令和１２年４月	合意
新校舎開校時期	令和１５年４月	令和１６年４月	合意

【合意に至った理由】

① 令和１１年度に竹の塚中学校（開校６０周年）と渕江中学校（開校７０周年）が同時に周年を迎える。

② 周年は統合前に各校でそれぞれ迎えたい。

③ 統合時期が１年後ろ倒しになることで、令和９年度入学の生徒は、入学校（竹の塚中学校、渕江中学校）で卒業できる。

※　統合の可否については、引き続き協議する。

（６）傍聴人

２２名（学区内１４名、学区外８名）

２　今後の予定

（１）統合地域協議会の結果をニュースにまとめ、令和８年９月末を目途に両校の保護者や近隣の町会・自治会、区ホームページ等で広く周知していく。

（２）令和８年１２月１１日（金）に第３回統合地域協議会を開催し、計画（案）第３版に基づき統合の可否を協議していく。

教　育　委　員　会　報　告　資　料

令和８年９月１５日

件　　名	**学校給食における区共通禁止食材の追加について**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	現在、区内小・中学校の学校給食では、「そば」と「びわ」を区共通禁止食材としているが、以下のとおり、禁止食材を追加する。 **１　追加禁止食材** （１）落花生 （２）くるみ、カシューナッツなどの種実類 ※　ただし、ごま、ココア、チョコレート、栗、ココナッツミルク、ナタデココ、アーモンド、アーモンドエッセンス、杏仁、コーヒーを除く。 **２　適用日** 令和９年４月１日　　※年度途中での変更は混乱を招く恐れがあるため **３　禁止食材を追加する理由** （１）落花生およびくるみは、すでに約９割の学校が自主規制 しているため、実態に合わせた制度とする。 （２）種実類（特にくるみ）の食物アレルギー児童・生徒が増加しているため、学校栄養士のリスク管理への懸念と除去対応における業務負担を軽減する。 **くるみアレルギー児童・生徒数** 令和５年度：428人　／　令和６年度：510人　／　令和７年度：527人 （３）落花生、くるみ、カシューナッツは、アナフィラキシーを引き起こす可能性が高く、食品表示法に基づいて表示が義務付けられている特定原材料である。 （４）家庭で摂取する機会の少ない種実類（ピスタチオ、ヘーゼルナッツ等）による、学校での新規発症リスクを回避する。 **４　今後の予定** 日程：令和８年８月、９月　／　内容：マニュアル等の修正 日程：令和８年９月　／　内容：各学校へ周知 日程：令和８年１０月～令和９年２月　／　内容：保護者へ周知（新入生）就学時健診や新入生保護者説明会（在校生）次年度対応確認時 日程：令和９年４月　／　内容：対応開始

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**令和１０年度自然教室の実施施設追加について**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	小学５年生自然教室について、海に近い千葉県内の施設の要望が多いことから令和１０年度より、以下の施設を加える。 サンセットブリーズ保田（千葉県安房郡鋸南町大六１０３２） **１　検討案** （１）追加理由 ア　鋸南自然の家から車で５分程の立地のため、令和６年度まで各校で実施していた体験活動を踏襲できること イ　利用予約の確保が国立施設等の公営施設より容易 （２）導入の課題 利用料金が公営施設より高額なため、年間約 800 万円程度経費が増加する。 なお、令和１０年度から利用するためには令和８年１０月頃までには運営会社に意向を伝える必要がある。 （３）利用施設一覧

令和８～９年度利用施設	令和１０年度利用施設
国立・赤城青少年交流の家 国立・那須甲子青少年交流の家 国立・磐梯青少年交流の家 南房総市立・大房岬自然の家	国立・赤城青少年交流の家 国立・那須甲子青少年交流の家 国立・磐梯青少年交流の家 南房総市立・大房岬自然の家 【新規】サンセットブリーズ保田

※　令和９年度については、既に各施設と利用調整済のため、令和８年度と同様の施設で実施をする。

２　検討施設概要

（１）施設：サンセットブリーズ保田
（２）住所：千葉県安房郡鋸南町大六１０３２
（３）運営：株式会社 R.project
（４）収容人数：最大約 140 名
（５）利用料金（１泊）：
小学生（宿泊料：3,820 円　食事料：2,400 円）
大　人（宿泊料：5,320 円　食事料：2,400 円）
※　千代田区の旧教育施設を運営会社が買い取り活用している。

３　「サンセットブリーズ保田」を利用するメリット・デメリット

メリット	（１）足立区から近い（約 100km） （２）「鋸南自然の家」から近く、令和６年度まで実施していたプログラムを活用出来る （３）利用予約の確保が公営施設より容易である （４）公営施設のように利用規則が厳しくないため、様々なことに柔軟に対応してもらえる （５）熊出没の心配がない （６）施設と砂浜が直結している
デメリット	（１）公営施設と比較し、利用料等が高額（※１） （２）収容人数の関係から、児童数により利用できない学校がある （３）野外炊事場がない （４）施設内プログラムがない （５）大型バスの駐車場が敷地内にない（※２）

※１　各施設の料金表及び料金比較は表１～表３のとおり

※２　大型バスは、近隣の道の駅に停めることとなり、道の駅の混雑状況によってはバスを停めることが出来ない可能性がある。当課題については、運営会社が鋸南町及び道の駅と調整をしている。

【料金比較】　（表１）

	子ども使用料（1 泊）	賄料（3 食）
サンセットブリーズ保田	3,820 円	2,400 円
大房岬	1,800 円	2,900 円
国立施設	600 円	2,010 円

【参考】民営の宿を利用する中１魚沼自然教室の料金　（表２）

	子ども使用料（1 泊）	賄料（3 食）
魚沼自然教室	5,280 円	2,200 円

【小学５年自然教室の年間経費比較】　（表３）

	使用料	賄料	計
令和８年度	約 1.2 千万円	約 2.4 千万円	約 3.6 千万円
令和１０年度	約２千万円	約 2.4 千万円	約 4.4 千万円

ア　児童数 5,000 人、引率者 500 人、２泊３日（６食）で計算。

イ　令和１０年度の一施設あたりの割り当て校数は、赤城 20 校、那須甲子 20 校、大房岬９校、サンセットブリーズ保田 18 校を想定。（学校から希望があれば国立施設の磐梯の利用も可とするが、上記経費には見込んでいない。）

ウ　経費にバス借り上げ費用は含んでいない。

４　小学校自然教室の今後について

今後の小学校自然教室の在り方については、小学校校長会とも協議の上、引き続き検討していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**【待機児童解消計画】足立区０・１・２歳児保育定員確保プランの策定について**
所管部課名	子ども家庭部　保育・入園課、 幼稚園・地域保育課、子ども政策課、 子ども施設指導・支援課、私立保育園課

内　　容

１　策定理由

（１）令和８年度に１０６人の待機児童が発生（「別添資料１」P14）

（２）令和９年度は約３００人の保育定員数の不足を見込む（「別添資料１」P17～20）。

（３）施設整備を含めた早急な待機児童対策が必要

２　プランの概要（「別添資料１」P21～33）

対策前の不足（令和９年度の見込み）		**約300人**
令和９年度の対応	**１　区立保育施設における対応**	
	（１）入所定員の抑制解除　（約50人） （２）弾力化による受入枠拡大（約50人）	**約100人**
	２　特別一時保育の開設	
	（１）幼稚園※　（約60人） （２）区立保育施設　（約40人）	**約100人**
	３　幼稚園における預かり保育の拡大	30人
	４　企業主導型保育施設との調整	約 90人
	合　計	**約320人**
令和10年度以降の対応	**１　幼稚園の認定こども園化支援（0～2歳児合計：116人）** 令和10年4月　2園予定 令和11年4月　1園予定 令和12年4月　1園予定 **２　小規模保育の新設（57人）** （１）令和10年4月に3園開所を目標 （２）保育需要や認定こども園化の進捗状況をもとに、さらなる新設を検討	

※　幼稚園を活用した特別一時保育は、準備が整い次第、計画を前倒して実施していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**足立区民設学童保育室の選考状況について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課

内　　容

１　応募状況・審査結果

（１）応募状況

９事業者１６件（３事業者が複数施設に応募）

（２）一次審査結果

税理士の財務診断等で、全事業者が二次審査へ進んだ。

（３）二次審査結果

	募　集　対　象　地　域	応募件数	二次審査結果
1	栗原小学校・西新井小学校地域	２件	１件選定
2	綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域	５件	２件選定
3	加平小学校地域	１件	１件選定
4	足立小学校・梅島小学校・千寿本町小学校地域	２件	１件選定
5	千住地域（ルミネ）	６件	１件選定
合計数		16 件	６件

２　選定事業者の詳細

（１）選定事業者概要

地域	法人名（法人所在地）	設置予定地	定員
栗原小	一般社団法人ＣＦＡ（足立区関原 3-15-4）	足立区栗原 3-6-6	40 人
綾瀬小	特定非営利活動法人ＥＮＥＲＧＹ（戸田市笹目 5-7-14）	足立区綾瀬 3-9-5 相善ビル 2F	34 人
東綾瀬小	一般社団法人ＣＦＡ（足立区関原 3-15-4）	足立区東綾瀬 1-6-10 ｴﾙﾊﾞﾋﾞﾙ 3F	30 人
加平小	一般社団法人ＣＦＡ（足立区関原 3-15-4）	足立区六町 4-4-14 ﾌﾟﾗﾃｨｰｸ六町 1F	40 人
梅島小	一般社団法人ＣＦＡ（足立区関原 3-15-4）	足立区梅田 7-30-7 ｵｵﾀﾞﾃﾋﾞﾙ 2F	40 人
千住地域（ルミネ）	社会福祉法人桑の実会（所沢市東狭山ヶ丘 6-2835-2）	足立区千住旭町 42-2	40 人
合計			224 人

（２）選定理由

選定地域	選定理由
栗原小	・ 幼稚園跡地を活用しており、園庭も利用できる。 ・ 提案施設で学童保育室を運営し、人材も確保している。
綾瀬小	・ 立地場所が小学校至近で、学校連携が取りやすい。 ・ 学校から近く、子どもたちも安全・安心に通室できる。
東綾瀬小	・ 提案施設で学童保育室を運営し、人材も確保している。 ・ 保育の課題認識が明確であり、子どもへの対応に具体性がある。
加平小	・ 提案施設で学童保育室を運営し、人材も確保している。 ・ 災害発生時の危機管理体制が明確で、マニュアルも整備されている。
梅島小	・ 小学校校門からすぐ目の前にあり、安全に登室できる。 ・ 提案施設で学童保育室を運営し、人材も確保している。
千住地域(ルミネ)	・ 同建物内で保育園を２５年間運営しており、ルミネとの連携が既に取れている。 ・ 外遊びが難しい状況において、保育園の園庭を共用できる。

３　選定までの経緯

（１）応募申込期間

令和８年６月１０日から同年７月１６日まで

（２）審査会

ア　開催状況

	開催日	内　容
第１回	令和８年８月１２日（水）	一次審査（書類審査）
第２回	令和８年８月２８日（金）	二次審査 （事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）

イ　委員構成（計５名）

種　別	氏　名	役　職　等
学識経験者	【会長】 小野里　美 帆	文教大学教育学部発達教育課程教授
区　民	小 林　昇	足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員
	猪 股　健 三	足立区立小学校ＰＴＡ連合会 （西新井第一小学校ＰＴＡ会長）
区職員	楠 山　慶 之	子ども家庭部長
	西 島　誠	学校運営部青少年課長

ウ　審査項目及び審査結果

「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会　審査結果表」（Ｐ６５～７０）のとおり

	４　今後の予定 　今回決定した民設学童保育室については、事業者との連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、令和９年４月開設に向けて進行管理を徹底させる。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会　審査結果表
（栗原小学校地域）

項番	評価項目		配点	事業者名		事業者名	
				一般社団法人 CFA		C社	
	分類	説明		得点	割合	得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか（税理士による財務状況調査結果を参照）。	50	36	72.0%	46	92.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	32	64.0%	42	84.0%
3		学童保育室（若しくは類似施設）について豊富な運営実績を有しているか。	50	40	80.0%	32	64.0%
		小　計	150	108	72.0%	120	80.0%
4	学童保育室の施設について 200点	立地が適切であるか（対象校との距離、周辺環境）。	50	34	68.0%	38	76.0%
5		専用スペースの面積（一人あたり1．65㎡以上）が十分にあるか。	50	38	76.0%	42	84.0%
6		必要な設備（トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光）を十分に有しているか。	50	40	80.0%	46	92.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備（避難路（2方向以上）、非常口、非常用設備）となっているか。	50	38	76.0%	42	84.0%
		小　計	200	150	75.0%	168	84.0%
8	学童開設までの準備について 150点	開設までのスケジュール（工事や職員採用）は適切か。	50	34	68.0%	32	64.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	34	68.0%	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	32	64.0%	32	64.0%
		小　計	150	100	66.7%	96	64.0%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	38	76.0%	30	60.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制（人数、補充体制）が整っているか。	50	34	68.0%	32	64.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	34	68.0%	36	72.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	32	64.0%	34	68.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	34	68.0%	34	68.0%
		小　計	250	172	68.8%	166	66.4%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%	38	76.0%
17		不審者対応等の防犯対策について的確に定めているか。	50	40	80.0%	38	76.0%
18		事件・事故時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%	38	76.0%
19		施設の衛生管理について的確に定めているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
20		アレルギー対応策について的確に定めているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
		小　計	250	196	78.4%	190	76.0%
21	子どもの育成支援について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	38	76.0%	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	34	68.0%	34	68.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	40	80.0%	30	60.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	34	68.0%	30	60.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	34	68.0%	30	60.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%	36	72.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	40	80.0%	32	64.0%
		小　計	350	254	72.6%	226	64.6%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	42	84.0%	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	36	72.0%	34	68.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	36	72.0%	32	64.0%
		小　計	150	114	76.0%	100	66.7%
合　計			**1,500**	1,094	72.9%	1,066	71.1%

項番	評価項目			加点	得点	割合	得点	割合
	分類	説明	評価基準（得点）					
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75 45	53		0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)					
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0		19	
総　計				**1,605**	1,147	71.5%	1,085	67.6%

順　位	1		2	

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会　審査結果表
（綾瀬小学校地域）

項番	評価項目		配点	事業者名		事業者名		事業者名	
				特定非営利活動法人ENERGY		H社		I社	
	分類	説明		得点	割合	得点	割合	得点	割合
1	運営団体について	財務状況は安定しているか（税理士による財務状況調査結果を参照）。	50	44	88.0%	46	92.0%	34	68.0%
2	150点	運営体制は安定しているか。	50	44	88.0%	44	88.0%	34	68.0%
3		学童保育室（若しくは類似施設）について豊富な運営実績を有しているか。	50	36	72.0%	46	92.0%	38	76.0%
		小　　計	150	124	82.7%	136	90.7%	106	70.7%
4	学童保育室の施設について	立地が適切であるか（対象校との距離、周辺環境）。	50	48	96.0%	18	36.0%	28	56.0%
5		専用スペースの面積（一人あたり1．65㎡以上）が十分にあるか。	50	34	68.0%	38	76.0%	36	72.0%
6	200点	必要な設備（トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光）を十分に有しているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	32	64.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備（避難路（2方向以上）、非常口、非常用設備）となっているか。	50	30	60.0%	40	80.0%	28	56.0%
		小　　計	200	148	74.0%	132	66.0%	124	62.0%
8	学童開設までの準備について	開設までのスケジュール（工事や職員採用）は適切か。	50	30	60.0%	30	60.0%	32	64.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	34	68.0%	32	64.0%	28	56.0%
10	150点	開設後5年間の収支計画は適正か。	50	30	60.0%	32	64.0%	26	52.0%
		小　　計	150	94	62.7%	94	62.7%	86	57.3%
11	職員体制について	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	32	64.0%	28	56.0%	30	60.0%
12	250点	放課後児童支援員を安定して配置できる体制（人数、補充体制）が整っているか。	50	32	64.0%	30	60.0%	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	32	64.0%	30	60.0%	34	68.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	32	64.0%	34	68.0%	32	64.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	30	60.0%	36	72.0%	32	64.0%
		小　　計	250	158	63.2%	158	63.2%	158	63.2%
16	危機管理について	非常災害時の対応について的確に定めているか。	50	34	68.0%	34	68.0%	32	64.0%
17	250点	不審者対応等の防犯対策について的確に定めているか。	50	32	64.0%	30	60.0%	32	64.0%
18		事件・事故時の対応について的確に定めているか。	50	34	68.0%	34	68.0%	34	68.0%
19		施設の衛生管理について的確に定めているか。	50	32	64.0%	36	72.0%	32	64.0%
20		アレルギー対応策について的確に定めているか。	50	34	68.0%	34	68.0%	32	64.0%
		小　　計	250	166	66.4%	168	67.2%	162	64.8%
21	子どもの育成支援について	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%	32	64.0%	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	34	68.0%	28	56.0%	34	68.0%
23	350点	遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	34	68.0%	30	60.0%	34	68.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%	30	60.0%	34	68.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	36	72.0%	30	60.0%	36	72.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	32	64.0%	30	60.0%	30	60.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	40	80.0%	34	68.0%	34	68.0%
		小　　計	350	246	70.3%	214	61.1%	236	67.4%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%	28	56.0%	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	32	64.0%	28	56.0%	36	72.0%
30	150点	保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	32	64.0%	32	64.0%	36	72.0%
		小　　計	150	98	65.3%	88	58.7%	106	70.7%
	合　　計		1,500	1,034	68.9%	990	66.0%	978	65.2%

項番	評価項目			加点		得点	割合	得点	割合	得点	割合
	分類	説明	評価基準（得点）								
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0		0		0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)								
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30		0		16		0	
	総　　計			1,605		1,034	64.4%	1,006	62.7%	978	60.9%

順　　位	1		2		3	

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会　審査結果表
（東綾瀬小学校地域）

項番	評価項目		配点	事業者名 一般社団法人 CFA		事業者名 E社	
	分類	説明		得点	割合	得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか（税理士による財務状況調査結果を参照）。	50	36	72.0%	30	60.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	32	64.0%	32	64.0%
3		学童保育室（若しくは類似施設）について豊富な運営実績を有しているか。	50	40	80.0%	32	64.0%
		小　計	150	108	72.0%	94	62.7%
4	学童保育室の施設について 200点	立地が適切であるか（対象校との距離、周辺環境）。	50	42	84.0%	36	72.0%
5		専用スペースの面積（一人あたり1．65㎡以上）が十分にあるか。	50	32	64.0%	38	76.0%
6		必要な設備（トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光）を十分に有しているか。	50	32	64.0%	36	72.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備（避難路（2方向以上）、非常口、非常用設備）となっているか。	50	20	40.0%	40	80.0%
		小　計	200	126	63.0%	150	75.0%
8	学童開設までの準備について 150点	開設までのスケジュール（工事や職員採用）は適切か。	50	34	68.0%	34	68.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	34	68.0%	34	68.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	32	64.0%	34	68.0%
		小　計	150	100	66.7%	102	68.0%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	40	80.0%	38	76.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制（人数、補充体制）が整っているか。	50	34	68.0%	36	72.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	36	72.0%	42	84.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	32	64.0%	38	76.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	32	64.0%	42	84.0%
		小　計	250	174	69.6%	196	78.4%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%	38	76.0%
17		不審者対応等の防犯対策について的確に定めているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
18		事件・事故時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%	38	76.0%
19		施設の衛生管理について的確に定めているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
20		アレルギー対応策について的確に定めているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
		小　計	250	194	77.6%	190	76.0%
21	子どもの育成支援について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	38	76.0%	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	34	68.0%	36	72.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	40	80.0%	34	68.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%	34	68.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	32	64.0%	36	72.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	38	76.0%	34	68.0%
		小　計	350	252	72.0%	242	69.1%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	40	80.0%	36	72.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	34	68.0%	36	72.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	38	76.0%	36	72.0%
		小　計	150	112	74.7%	108	72.0%
合　計			**1,500**	1,066	71.1%	1,082	72.1%

項番	評価項目 分類	説明	評価基準（得点）	加点	得点	割合	得点	割合
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75 45	50		0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)					
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0		0	
総　計				**1,605**	1,116	69.5%	1,082	67.4%

順　位	1		2	

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会　審査結果表
（加平小学校地域）

項番	評価項目		配点	事業者名 一般社団法人 CFA	
	分類	説明		得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか（税理士による財務状況調査結果を参照）。	50	36	72.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	32	64.0%
3		学童保育室（若しくは類似施設）について豊富な運営実績を有しているか。	50	40	80.0%
		小　計	150	108	72.0%
4	学童保育室の施設について 200点	立地が適切であるか（対象校との距離、周辺環境）。	50	34	68.0%
5		専用スペースの面積（一人あたり1．65㎡以上）が十分にあるか。	50	38	76.0%
6		必要な設備（トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光）を十分に有しているか。	50	32	64.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備（避難路（2方向以上）、非常口、非常用設備）となっているか。	50	40	80.0%
		小　計	200	144	72.0%
8	学童開設までの準備について 150点	開設までのスケジュール（工事や職員採用）は適切か。	50	34	68.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	34	68.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	32	64.0%
		小　計	150	100	66.7%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	38	76.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制（人数、補充体制）が整っているか。	50	34	68.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	34	68.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	32	64.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	34	68.0%
		小　計	250	172	68.8%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策について的確に定めているか。	50	38	76.0%
18		事件・事故時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%
19		施設の衛生管理について的確に定めているか。	50	38	76.0%
20		アレルギー対応策について的確に定めているか。	50	38	76.0%
		小　計	250	194	77.6%
21	子どもの育成支援について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	38	76.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	34	68.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	40	80.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	32	64.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	38	76.0%
		小　計	350	252	72.0%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	42	84.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	36	72.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	38	76.0%
		小　計	150	116	77.3%
合　計			1,500	1,086	72.4%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準（得点）			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75 45	53	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総　計				1,605	1,139	71.0%

順　位	1	

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会　審査結果表
（梅島小学校地域）

項番	評価項目		配点	事業者名		事業者名	
				一般社団法人 CFA		I社	
	分類	説明		得点	割合	得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか（税理士による財務状況調査結果を参照）。	50	36	72.0%	34	68.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	32	64.0%	34	68.0%
3		学童保育室（若しくは類似施設）について豊富な運営実績を有しているか。	50	40	80.0%	36	72.0%
		小　計	150	108	72.0%	104	69.3%
4	学童保育室の施設について 200点	立地が適切であるか（対象校との距離、周辺環境）。	50	38	76.0%	28	56.0%
5		専用スペースの面積（一人あたり1．65㎡以上）が十分にあるか。	50	34	68.0%	34	68.0%
6		必要な設備（トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光）を十分に有しているか。	50	30	60.0%	34	68.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備（避難路（2方向以上）、非常口、非常用設備）となっているか。	50	22	44.0%	34	68.0%
		小　計	200	124	62.0%	130	65.0%
8	学童開設までの準備について 150点	開設までのスケジュール（工事や職員採用）は適切か。	50	34	68.0%	32	64.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	34	68.0%	28	56.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	32	64.0%	26	52.0%
		小　計	150	100	66.7%	86	57.3%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	38	76.0%	30	60.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制（人数、補充体制）が整っているか。	50	36	72.0%	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	34	68.0%	34	68.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	32	64.0%	32	64.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	34	68.0%	32	64.0%
		小　計	250	174	69.6%	158	63.2%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%	32	64.0%
17		不審者対応等の防犯対策について的確に定めているか。	50	38	76.0%	32	64.0%
18		事件・事故時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%	34	68.0%
19		施設の衛生管理について的確に定めているか。	50	38	76.0%	32	64.0%
20		アレルギー対応策について的確に定めているか。	50	38	76.0%	34	68.0%
		小　計	250	194	77.6%	164	65.6%
21	子どもの育成支援について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	38	76.0%	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	34	68.0%	34	68.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	40	80.0%	34	68.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%	34	68.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	32	64.0%	36	72.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%	30	60.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	38	76.0%	34	68.0%
		小　計	350	252	72.0%	236	67.4%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	40	80.0%	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	36	72.0%	36	72.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	38	76.0%	36	72.0%
		小　計	150	114	76.0%	106	70.7%
合　計			**1,500**	1,066	71.1%	984	65.6%

項番	評価項目			加点	得点	割合	得点	割合
	分類	説明	評価基準（得点）					
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75 45	51		0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)					
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0		0	
総　計				**1,605**	1,117	69.6%	984	61.3%

順　位	1		2	

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会　審査結果表（千住地域）

項番	評価項目		配点	事業者名		事業者名		事業者名		事業者名		事業者名		事業者名	
				社会福祉法人桑の実会		A社		D社		G社		H社		I社	
	分類	説明		得点	割合	得点	割合	得点	割合	得点	割合	得点	割合	得点	割合
1	運営団体について	財務状況は安定しているか（税理士による財務状況調査結果を参照）。	50	46	92.0%	36	72.0%	46	92.0%	34	68.0%	46	92.0%	34	68.0%
2	150点	運営体制は安定しているか。	50	46	92.0%	32	64.0%	46	92.0%	34	68.0%	44	88.0%	34	68.0%
3		学童保育室（若しくは類似施設）について豊富な運営実績を有しているか。	50	42	84.0%	40	80.0%	38	76.0%	42	84.0%	46	92.0%	36	72.0%
		小　　計	150	134	89.3%	108	72.0%	130	86.7%	110	73.3%	136	90.7%	104	69.3%
4	学童保育室の施設について	立地が適切であるか（対象校との距離、周辺環境）。	50	38	76.0%	36	72.0%	36	72.0%	36	72.0%	36	72.0%	36	72.0%
5	200点	専用スペースの面積（一人あたり1．65㎡以上）が十分にあるか。	50	36	72.0%	38	76.0%	36	72.0%	36	72.0%	38	76.0%	38	76.0%
6		必要な設備（トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光）を十分に有しているか。	50	38	76.0%	36	72.0%	36	72.0%	36	72.0%	36	72.0%	36	72.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備（避難路（2方向以上）、非常口、非常用設備）となっているか。	50	34	68.0%	34	68.0%	34	68.0%	34	68.0%	34	68.0%	34	68.0%
		小　　計	200	146	73.0%	144	72.0%	142	71.0%	142	71.0%	144	72.0%	144	72.0%
8	学童開設までの準備について	開設までのスケジュール（工事や職員採用）は適切か。	50	38	76.0%	32	64.0%	34	68.0%	30	60.0%	30	60.0%	32	64.0%
9	150点	開設までの資金計画は適正か。	50	36	72.0%	30	60.0%	32	64.0%	30	60.0%	32	64.0%	28	56.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	36	72.0%	30	60.0%	32	64.0%	28	56.0%	32	64.0%	26	52.0%
		小　　計	150	110	73.3%	92	61.3%	98	65.3%	88	58.7%	94	62.7%	86	57.3%
11	職員体制について	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	40	80.0%	34	68.0%	34	68.0%	30	60.0%	34	68.0%	30	60.0%
12	250点	放課後児童支援員を安定して配置できる体制（人数、補充体制）が整っているか。	50	42	84.0%	34	68.0%	32	64.0%	34	68.0%	32	64.0%	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	38	76.0%	36	72.0%	36	72.0%	36	72.0%	32	64.0%	34	68.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	38	76.0%	32	64.0%	36	72.0%	34	68.0%	34	68.0%	32	64.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	40	80.0%	34	68.0%	36	72.0%	34	68.0%	36	72.0%	32	64.0%
		小　　計	250	198	79.2%	170	68.0%	174	69.6%	168	67.2%	168	67.2%	158	63.2%
16	危機管理について	非常災害時の対応について的確に定めているか。	50	40	80.0%	40	80.0%	36	72.0%	38	76.0%	36	72.0%	32	64.0%
17	250点	不審者対応等の防犯対策について的確に定めているか。	50	40	80.0%	38	76.0%	36	72.0%	38	76.0%	30	60.0%	32	64.0%
18		事件・事故時の対応について的確に定めているか。	50	38	76.0%	40	80.0%	36	72.0%	38	76.0%	34	68.0%	34	68.0%
19		施設の衛生管理について的確に定めているか。	50	40	80.0%	38	76.0%	36	72.0%	38	76.0%	36	72.0%	32	64.0%
20		アレルギー対応策について的確に定めているか。	50	42	84.0%	38	76.0%	36	72.0%	40	80.0%	34	68.0%	34	68.0%
		小　　計	250	200	80.0%	194	77.6%	180	72.0%	192	76.8%	170	68.0%	164	65.6%
21	子どもの育成支援について	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	36	72.0%	38	76.0%	32	64.0%	34	68.0%
22	350点	育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	44	88.0%	32	64.0%	34	68.0%	34	68.0%	30	60.0%	34	68.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	44	88.0%	38	76.0%	36	72.0%	38	76.0%	30	60.0%	34	68.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	36	72.0%	36	72.0%	30	60.0%	34	68.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	38	76.0%	32	64.0%	36	72.0%	44	88.0%	30	60.0%	36	72.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	34	68.0%	36	72.0%	30	60.0%	30	60.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	48	96.0%	38	76.0%	36	72.0%	40	80.0%	34	68.0%	34	68.0%
		小　　計	350	288	82.3%	246	70.3%	248	70.9%	266	76.0%	216	61.7%	236	67.4%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	36	72.0%	40	80.0%	34	68.0%	38	76.0%	28	56.0%	34	68.0%
29	150点	学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	40	80.0%	34	68.0%	34	68.0%	32	64.0%	28	56.0%	36	72.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	36	72.0%	38	76.0%	34	68.0%	34	68.0%	32	64.0%	36	72.0%
		小　　計	150	112	74.7%	112	74.7%	102	68.0%	104	69.3%	88	58.7%	106	70.7%
		合　　計	1,500	1,188	79.2%	1,066	71.1%	1,074	71.6%	1,070	71.3%	1,016	67.7%	998	66.5%

項番	評価項目			加点	得点	割合	得点	割合	得点	割合	得点	割合	得点	割合	得点	割合
	分類	説明	評価基準（得点）													
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75 45	0		51		0		0		0		0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)													
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0		0		20		0		18		0	
		総　　計		1,605	1,188	74.0%	1,117	69.6%	1,094	68.2%	1,070	66.7%	1,034	64.4%	998	62.2%

順　　位	1		2		3		4		5		6	

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**夏休み限定の学童保育室の募集開始について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内　　容	**１　開始時期（予定）** 令和９年度夏季休業期間（令和９年７月２１日～８月３１日） **２　実施案**

	夏休み限定（案）	通年利用
対象施設	①　受入拡大型※1（60 名） 足立小・古千谷小 ②　余裕活用型※2（100 名） 全区立学童保育室	区立　９２か所 民設　３１か所
保護者負担金	期間中８，０００円	月額６，０００円
周知方法	入室申請案内に、夏休み限定利用について周知	入室申請案内を配付
申請時期	①　受入拡大型 １１月下旬 ②　余裕活用型 ５月１１日～６月１０日	１１月下旬
入室承認	①　受入拡大型　２月中旬 ②　余裕活用型　６月末	２月中旬

※１　夏休み限定で余裕教室を活用し、受入を拡大する。令和９年度当初予算案が可決された場合に実施する。

※２　定員の空きがある場合に、夏休みのみの受入を実施する。
（参考:令和８年７月１日時点で、全区立学童９２施設中３５施設１１７名の空きあり。令和９年度の空きも同程度の１００名と想定）

３　実施効果

（１）夏休み期間中のみ学童保育室に預けたいという利用者のニーズに対応できる。

（２）通年申請が減少することが想定されるため、待機児童の減少が期待できる。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**足立区学校開放事業審議会からの答申に基づく今後の取組の方向性について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課

内　　容

足立区学校開放事業審議会から、学校開放事業の制度見直しについて、令和８年８月７日付で答申を受けた。答申に基づく今後の取組の方向性について、次のとおり報告する。

１　答申に基づく取組の方向性

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言１ オンライン化による効率化と負担軽減	（１）オンライン予約・決済システムの導入	施設の利用申請や金券の貼付による支払い、空き室管理がすべて紙媒体での手作業で行われている。	①　団体登録から使用料の支払い（キャッシュレス決済）までをオンライン化するためのシステム整備を実施する。 ②　利用調整会議については、開催回数の削減等の検討を行う。 【令和１０年１０月(モデル校６校実施)】
	（２）空き室情報の可視化と利用促進	オンライン化していないため、リアルタイムでの空き状況の把握が困難である。	
	（３）利用調整会議の再定義と負担軽減	施設の利用予約は、概ね２か月に１度、平日の夜間に各学校で開催される利用調整会議で行うこととなっており、学校（副校長）や利用団体双方にとって負担となっている。	
	（４）デジタル機器の操作に不安がある方への配慮	紙での申請手続きのため、実施していない。	オンライン化に合わせて、サポート体制や操作マニュアルの整備を実施する。 【令和１０年１０月】

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言１ オンライン化による効率化と負担軽減	（５）スマートロック※導入による施設管理の自動化に向けた検討 ※　スマートフォン等を使って鍵を使わずにドアの解錠等ができる仕組み	校舎内への立入りが必要な学校における管理員配置の調整が学校の負担となっている。 自主管理校においては団体に鍵を貸出しているため、鍵の紛失リスクがある。	費用対効果や課題を整理したうえで、関係所管と慎重に検討を行う。 【 未定 】
提言２ 公平性を担保する「登録要件の見直し」と不公平感の解消	（１）新たに区内在住・在勤・在学者割合の導入	団体の構成員が１０名以上で、うち５名以上が登録希望校の通学区域内に在住・在勤・在学していることが要件 登録時に身分証明書等による確認は行っておらず、自己申告に基づく名簿提出に留まっている。	①　構成員の５割以上を区内（在住・在勤・在学）とする構成員比率の導入を実施する。 ※　初年度は経過措置を設ける予定 【令和９年４月】 ②　本人確認の手法（代表者の身分証明書確認等）について、提言１のオンライン化と並行して検討を行う。 【令和１０年１０月】
	（２）「１団体１校登録」原則の適正運用	原則、１団体につき１校までの登録としている。活動人数が多い等で安全管理の理由から、例外的に複数校の登録を認めている団体がある。	活動人数の増加による事故の防止等を図るため、複数校登録を行う際の明確な基準を策定し、運用する。 【令和９年４月】

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言２ 公平性を担保する「登録要件の見直し」と不公平感の解消	（３）利用時間上限設定の検討	原則、１団体につき週１枠（３時間）の利用としている。空き枠がある場合には、利用調整会議内で調整のうえ、複数枠の予約を認めている。	提言１のオンライン化に合わせて、利用時間の上限設定を実施する。 【令和１０年１０月】
	（４）減免制度の適正化と運用見直し	ＰＴＡ団体においては、使用料免除の対象を「現役の保護者および教職員のみ」で構成される団体に限定している。現役の会員不足による団体の存続や活動維持が困難になることが懸念される。	ＰＴＡ団体等の地域活動の維持及び円滑な存続を支援するため、一定割合のＯＢ参加を認めた場合も減免対象とする等、要件の緩和を実施する。 【令和９年４月】
	（５）部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動への対応検討	国の指針を受け、全国的に地域移行が進む中、当区においても段階的な移行（民間委託等）が進められている。	部活動の地域展開においては、夕方から夜間へ活動時間がシフトすることによる既存団体との活動時間の重複等が見込まれる。 地域展開の進捗や動向に合わせ、地域クラブの円滑な受入れに向けた制度設計の検討を行う。 【 未定 】
提言３ 「貸出枠の細分化」による利用機会の創出	（１）１時間単位の貸出導入	貸出枠は一律に「３時間１単位」となっているが、２時間程度の利用にとどまる団体もあり、各団体の活動実態に合わせた柔軟な時間設定が困難となっている。	提言１のオンライン化に合わせて、切替を実施する。 【令和１０年１０月】

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言３「貸出枠の細分化」による利用機会の創出	（２）体育館の半面利用の促進	団体同士が自主的に半面利用や料金折半を行う実態があるものの、区の正式な制度として位置づけられていない。	提言１のオンライン化に合わせて、体育館の半面利用（シェア）を防球ネット等の設備を備えた学校から段階的に実施する。 【令和１０年１０月】
	（３）気候変動への対応と夜間利用の環境整備	校庭のナイター設備の有無や、民家が至近にあるなど状況が各学校で異なるため、全校での実施はしていない。	騒音・公害などの影響があり、地域住民の理解を得ることが難しいため、慎重に検討を行う。 【 未定 】
提言４「罰則規定の導入」とルールの厳格な運用	（１）遵守すべきルールの明文化と徹底	現行のガイドライン（「これからの学校開放」）はあるものの、ルール違反に対する具体的な罰則規定が整備されていないため、実効性のある指導や是正が困難な状況にある。	遵守すべきルールを明確に定め、利用者への周知・徹底及び是正指導を実施する。 【令和１０年４月】
	（２）４段階の段階的罰則基準の整備	ルール違反の程度（軽微なマナー違反から重大な不正行為まで）に応じた段階的な罰則規定が存在せず、ペナルティが「登録取消し」のみであるため、実効性のある指導が困難となっている。	弁護士等の専門家と協議のうえ、段階的罰則基準の整備を実施する。 ※　Ｐ８０「抜本的改革」における「４　ペナルティ制度の導入」として、客観的な判断基準を整備する。 【令和１０年４月】

答申		現状	取組の方向性（案） 【実施時期（予定）】
提言４ 「罰則規定の導入」とルールの厳格な運用	（３）（罰則適用における）公平な判断プロセスの導入	不利益処分の決定について、明確な判断基準や組織的な審査体制が確立されていない。	①　事案の軽重を判断する「事案検討会議」を設置し、明確な判断基準の整備を実施する。 【令和９年４月】 ②　重大と判断した事案については、専門家と連携し、客観的な知見に基づいた厳正な対処ができる体制を整える。 ※　Ｐ８０「抜本的改革」における「３　調査体制」として、組織的判断の公平性を担保する。 【令和１０年４月】
	（４）指導者の資質向上と他部署連携	令和７年度に指導者を対象としたコンプライアンス研修を実施したが、現行制度では受講が義務化されていない。受講の継続性や意識改革の徹底が課題となっている。	指導者を対象としたコンプライアンス研修の受講義務化等を実施する。 あわせて、暴力・ハラスメント等の未然防止・対処に向けた関係他部署との連携方法について検討を行う。 ※　Ｐ７８～７９「抜本的改革」における「１　研修体制」として、指導者の意識改革を制度的に担保する。 【令和９年４月】

	２　取組の実施時期 （１）オンライン化やコンプライアンス研修の受講義務化など、表中に実施時期を明記した取組については、その時期に合わせて施行・実施することを目指す。 （２）慎重な検討を要するものについては、適宜報告を行う。 **３　改革の検証と進捗管理** （１）本改革の着実な実施を担保するため、足立区学校開放事業審議会の委員を再度招集し、令和９年秋ごろに検証のための審議会を開催する予定である。 （２）本答申を受けて区が整理した具体的な取組の工程や、各取組の準備・進捗状況について、専門的な知見から改めて確認・検証を受けることで、制度の適正な運用を図る。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年９月１５日

件　　名	**学校開放事業における暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課

内　　容

暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革、スポーツ指導者向けアンケート結果及び学校開放団体の指導状況に関する調査について報告する。

１　抜本的改革について

昨年発生した剣道団体による暴力事案、後述する各種調査の結果を真摯に受け止め、再発防止を目的とした抜本的改革を以下のとおり実施する。

（１）事案の分析と課題の整理

今回の事案については、アンケート調査と学校開放事業審議会での議論を経て、暴力行為の発生を招いた区側の要因として、以下の３点が明確となった。

要因	内容
コンプライアンス意識の不徹底	暴力の定義やコンプライアンスに関する教育が十分に行き届いていなかった。
相談・通報体制の未整備	児童や保護者が不安を感じても、それを直接区に報告できるルート（相談窓口）が設けられていなかった。
実態調査の未実施	指導が各団体任せになり、区が指導状況等、現場の実態を確認していなかった。

（２）今後の方針

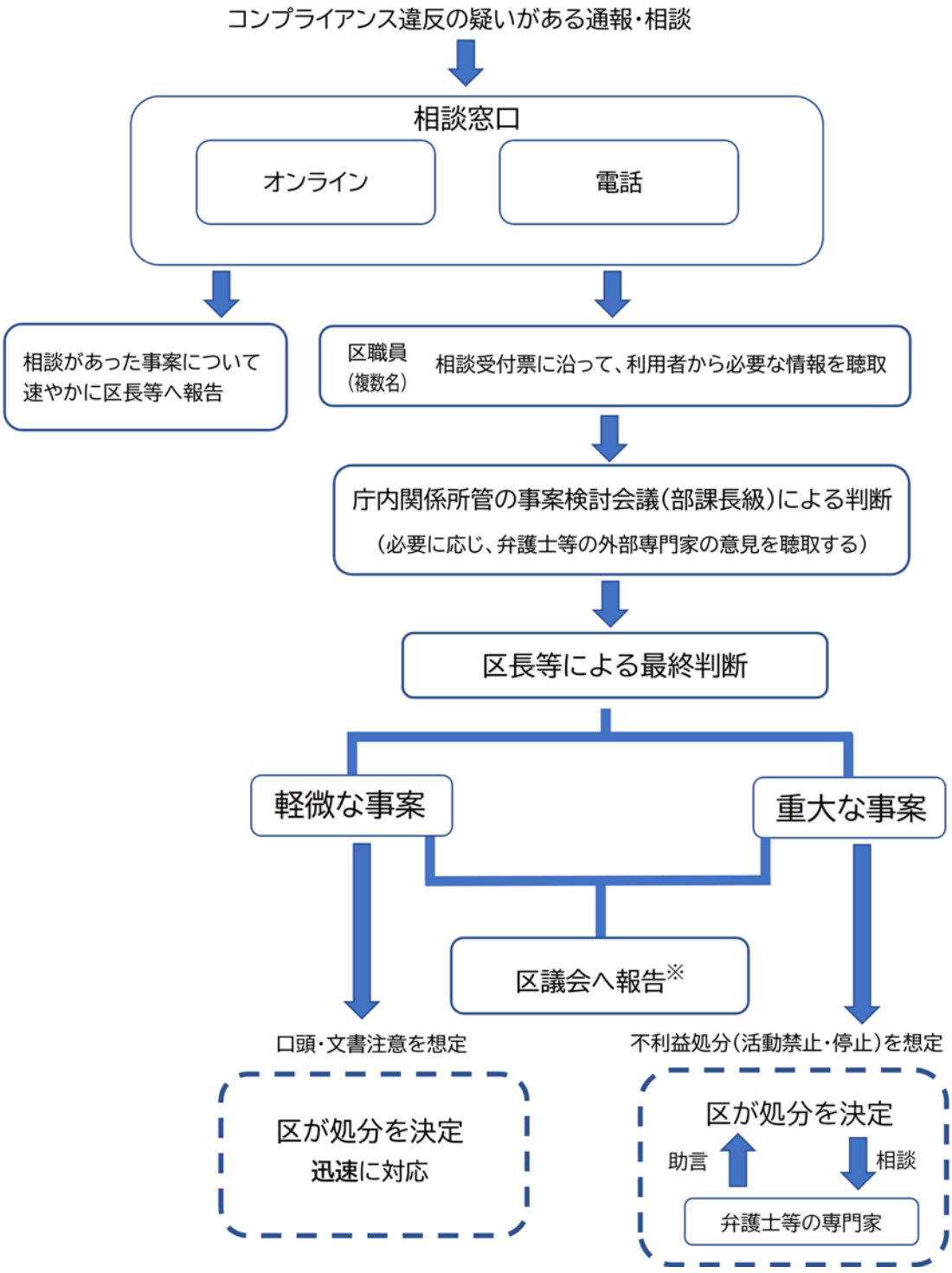
（１）で整理した課題を解決し、再発防止を確実なものとするため、令和８年８月の学校開放事業審議会からの答申を踏まえ、以下の取組を推進する。

No.	対　策	取　組
1	暴力事案未然防止策としての研修体制	①　学校施設使用に関する要綱を改正し、区が毎年度実施する全指導者を対象としたコンプライアンス研修の受講を、団体登録及び年度更新の必須要件とする。 ②　コンプライアンス研修は、原則対面形式で実施する。ただし、受講機会を確保し登録要件としての実効性を高めるため、やむを得ない事情により対面で受講できない場合、オンライン（録画映像の視聴等）による受講を可能とする。

No.	対　策	取　組
1	暴力事案未然防止策としての研修体制	③　各団体は、代表者または指導者のうち最低１名がコンプライアンス研修を受講し、団体内で研修内容を共有することを義務付ける。 具体的な共有方法としては、区が提供する「オンライン研修動画」を全指導者が視聴することを原則とするが、研修資料の共有、または団体内での伝達研修の実施等のうち、団体の実情に応じたいずれかの方法を選択して実施することとする。 なお、団体内での共有状況については、新規登録時および年度更新時それぞれの申請書類に設けるチェック欄により、区がその実施の事実を確認する。 ④　オンライン受講の際は、受講後のレポート提出等を義務付けることで受講の事実を確認する客観的な裏付けを確保し、研修の形骸化を防止する。
2	相談窓口の設置と周知徹底	①　既存の団体責任者等を経由しないでスポーツ振興課に相談できる「学校開放相談相談窓口（オンラインまたは電話で相談可能）」を、児童・保護者からの「区への直通ルート」として活用することで、指導内容や活動現場におけるトラブルの兆候を区が直接把握できる体制とする。 ②　全登録団体（約１，３００団体）の更新書類郵送時に相談窓口の案内を同封する。 また、あだち広報やＳＮＳ、区ホームページでの周知に加え、利用する学校内での掲示等を行い、利用者への周知を徹底することで潜在的な問題の早期発見を図る。

No.	対　策	取　組
3	問題が確認された場合の調査体制	①　通報・相談を受理した場合、区職員は速やかに区長等への報告を行う（徹底）。その後、複数名による迅速な聞き取り調査を実施する。その際、相談者が二次被害に遭わないよう配慮するとともに、通報者の保護を最優先とし、慎重に事実確認を行う。 ②　庁内関係所管による事案検討会議を実施する。会議で取り扱う案件は、あらかじめ基準を明確化した上で運用し、組織としての判断の公平性を確保する。 【令和９年４月までに判断基準を策定予定】 ③　明確な基準に基づき、部課長級で構成する事案検討会議の責任において重大な事案と判断した場合は、外部の弁護士や専門家、関係連盟等と迅速に連携し、客観的な知見に基づいた厳正な対処を組織的に遂行できる体制を整える。
4	不適切な行為及び活動に対するペナルティ制度導入	①　事案の性質に応じた公平・透明な運用を担保するため、段階的な措置や違反内容を細かく規定した「客観的な判断基準（ペナルティルール）」を策定する。 【令和１０年４月までに判断基準を策定予定】 ②　軽微な事案に対しては、策定した判断基準に則り、口頭または文書による注意を区において迅速に決定し、改善・是正を促す。 ③　指導を重ねても改善が見られない場合や重大な事案については、利用停止・登録抹消、活動禁止等の不利益処分を科す必要があるため、弁護士等専門家と連携し、客観的な知見に基づいた厳正な対処ができる体制を構築する。
5	団体への活動継続支援	①　指導禁止等の処分により指導者が不在となった子どもたちが不利益を被ることなく継続して活動できるよう努める。 ②　具体的には、スポーツ協会や各競技連盟等と連携し、新たな指導者の確保や受入れ可能な他団体の紹介に向けた相談・支援策を講じる。

（３）問題が確認された場合の調査体制の構築　フロー図



※　区議会情報提供を実施する案件

以下のいずれかに該当するもの（事案の内容を問わず、全て対象とする）。

①　警察への通報・出動を伴う事案が発生した場合（相手側の了承を得られた場合）

②　報道等により極めて重大な社会的問題に発展するおそれがある場合

２　学校開放団体の指導状況に関する調査結果について

（１）実施概要

ア　調査期間

令和７年１２月２４日（水）から令和８年３月６日（金）まで

イ　送付数

４１２件（メール送信３７７件、郵送３５件）

※　学校開放事業約１，３００団体のうち少年団体へ送付

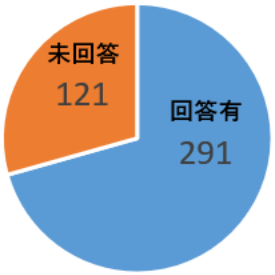
ウ　調査対象

各団体の指導に携わらない代表者または保護者のいずれか１名

※　指導状況を客観的な視点から把握するため

エ　回答数

２９１件（回答率７０．６％）



（２）アンケート内容

質　問	回　答
団体内の指導者等による子どもへの暴言、暴力又は行き過ぎた指導を見聞きしたことがあるか	①　ある　　７件 ②　ない　２８４件 【内容】 ①　２０２５年秋頃、少年野球の指導者が実子に対して試合でのミスについて暴言、罵倒、頭を叩く、胸倉をつかむなどがあった。 ②　実子であったことから周囲の大人も止めに入れなかった。 ③　しかし、ユニフォームを着た状況であり、外部からは親子関係であると分からず、チーム内で行き過ぎた指導が常態化していると思われる。例え実子相手であれ不適切な指導だった。
もし、不適切な指導を見た場合、保護者は当該指導者等に意見を言うことが出来ると思うか	①　意見できる　１９５件 ②　どちらかといえば意見できる　８７件 ③　どちらかといえば意見できない　５件 ④　意見できない　４件

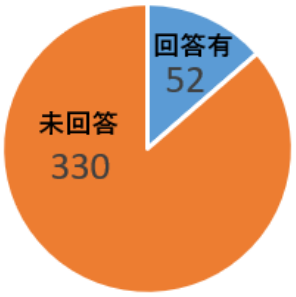
質問	回答
「意見できない」「どちらかといえば意見できない」と回答した理由は何ですか ※　前回答の９件に対する回答	①　団体内での人間関係に悪影響を及ぼす可能性がある。 ②　指導者等が団体内で絶対的な存在である。 ③　子が試合に出られないなどの不利益を被る恐れがある。 ④　指導の価値観が異なり、意見したところで、改善されるとは思えない ⑤　現在の指導者の他に、指導出来る人がいない。
不適切な指導の未然防止に向けて区に期待していることや、ご意見・ご要望等がありますか	①　ハラスメント講習会などを開催してほしい。実際に起きた事例を挙げて、指導者の意識を高める機会があると良い。（８件） ②　ガイドラインを分かりやすく理解できる冊子等を指導者に配る。（３件） ③　何かあった時に相談できる窓口があるなら、それを知らない人が多いと思うので、もっと周知できるように工夫できたらいい。（３件） ④　トラブル発生時の対応だけでなく、継続的な確認が必要である。（２件） ⑤　問題が生じた場合は、事実関係を把握した上で、指導者への退任勧告または大会の同行停止など一定のペナルティが必要（１件）

３　スポーツ指導者向け講習会実施後アンケートについて

令和８年２月２８日（土）に開催したスポーツ指導者向け講習会に参加しなかった学校開放利用団体に向け、講義資料の送付及びアンケートを実施したため結果を報告する。なお、講習会の実施結果は４１２団体に向け周知し３０団体の参加があり４月区民委員会にて報告済み。

（１）アンケート回答数

５２件（３８２団体中（回答率１３．６％））



（２）競技種目

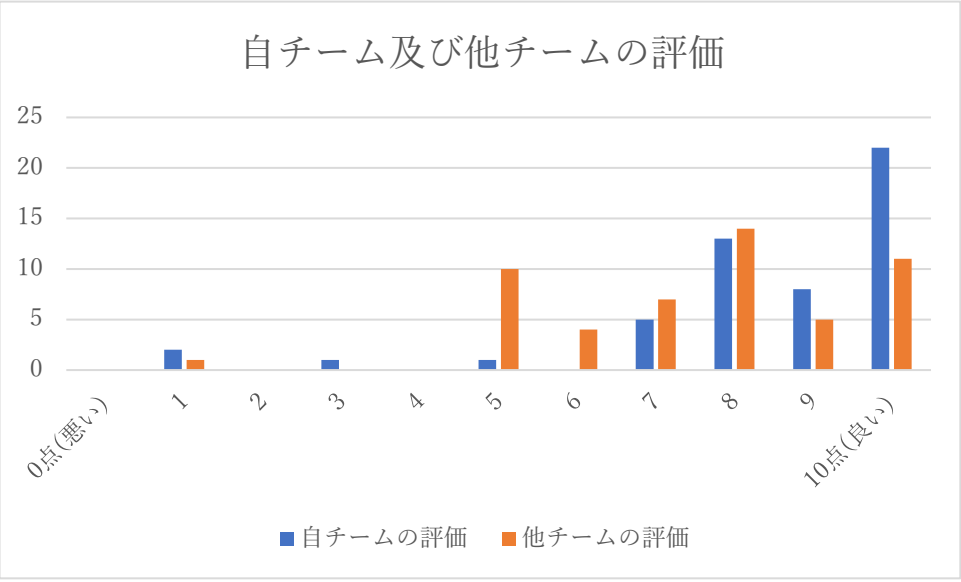
空手	３件
剣道	１件
サッカー・フットサル	１７件
体操	２件
チアダンス	２件
バトントワリング	２件
バドミントン	２件
バレーボール	５件
バスケットボール	８件
野球	９件
和太鼓	１件

（３）講義内容について

質　問	内　容
スポーツ指導で大切にしたい視点について、ご自身の現場で実践していきたいこと	①　技術向上だけでなく、挨拶や仲間を思いやる姿勢など人間的な成長を支える。 ②　子どもが安心して挑戦できる環境と、心身の健康を第一に考える。 ③　努力の過程を大切にし、スポーツを通じて成功体験や楽しさを伝える。 ④　指導者、保護者、子どもが信頼し合える良好なコミュニティを維持する。
スポーツハラスメントについて、今後の指導・応援で気をつけるべきと感じた点	①　威圧的な言動や人格否定は、子どもの尊厳を傷つけるため厳禁とする。 ②　「これくらいは普通」という正常性バイアスに陥らないよう注意する。 ③　連帯責任や特定の個人に対する過剰な叱責は、いじめのきっかけになる。 ④　指導者の行動は手本となるため、無意識の威圧が学習されないよう配慮する。
子どもの権利とウェルビーイングについて、現状のチームの状態 今後の改善点	①　大人の思うとおりにするのではなく、子どもの意見を尊重し対話を行う。 ②　勝利至上主義ではなく、安全・安心に活動できる居場所づくりを優先する。 ③　練習時間の調整や適切な休息により、心身の健康と意欲を維持する。

質問	内容
主体性を引き出すコーチングについて、今後ご自身の指導に取り入れてみたいと感じたもの	①　答えを教えるのではなく、「問いかけ」を通して自ら考える力を育む。 ②　失敗を恐れず挑戦できるよう、「勇気づけ」の言葉かけを積極的に行う。 ③　アイメッセージ※1やリフレーミング※2 を用い、前向きな意欲を引き出す。 ※１　相手を責めるのではなく、「私は～してほしい」と自分を主語にして要望等を伝えるコミュニケーション方法。 ※２　物事の見方や捉え方を変え、前向きに意味づけること。
低学年指導現場の課題と解決策について講義の内容をどのように実践できるか	①　集中力を持続させるため、練習メニューを短時間で切り替える。 ②　遊びの要素やゲーム化を取り入れ、飽きさせない工夫で楽しさを提供する。 ③　発達段階や特性を理解し、無理のない範囲で基礎や礼儀を丁寧に伝える。 ④　高学年が低学年をサポートする体制を作り、交流と成長を促す。

（４）足立区内でのスポーツ指導活動において、ハラスメント（暴言、威圧、不適切な指導等）の防止についてどの程度意識していますか。現在の状況を１０段階で評価し、その理由や具体的な状況を教えてください。



（５）評価理由

ア　自チームの評価理由

（ア）１点

指導者間でも意思疎通が取れておらず保護者や子どもからも、意見を言える状態ではない。いつまでも昭和のまま止まっている。（バスケットボール）

（イ）３点

昔ながらの指導方法が色濃く残っており、指導者の考え方が現代の子どもたちに十分に適応されていないように感じている。指導及び保護者自身も意識改革が必要だと思っている。（バスケットボール）

（ウ）８点

ミーティングを実施して、他者や保護者の意見や考えを取り入れたり、共有している。（サッカー）

（エ）１０点

常時保護者の皆さんとの意見交換、年２回個別での三者面談などの取組を実施している。（サッカー）

イ　他チームの評価理由

（ア）６点

やはり罵声、怒声はまだまだ耳にする。（野球）

（イ）７点

指導者よりも保護者のマナーも気になる点が見受けられる。（バスケットボール）

（ウ）７点

挨拶や基本的なマナーを守る意識を感じる一方で、指導者の強い口調が気になる場面もある。（チアダンス）

（エ）８点

以前はひどい指導する方がいたが、最近は見なくなった。どのスポーツでも指導ライセンスが必要だと思う。（サッカー）

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年９月１５日

件　　名	**教育委員会に対する意見聴取に係る回答について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	教育委員会に対して意見聴取があった事案について、以下のとおり回答を行ったため、当該回答について報告する。

１　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく区長からの区議会への議案提出に係る意見聴取について

	案件名	主な内容	教育委員会の意見	回答日
①	令和８年度足立区一般会計第４号補正予算(案)	令和８年度予算について補正を行うもの	異議なし	令和 8 年 8 月 27 日
②	加平小学校人工芝改修工事請負契約	加平小学校において人工芝改修工事を行うもの	異議なし	令和 8 年 8 月 27 日
③	梅島小学校外壁改修工事請負契約	梅島小学校において外壁改修工事を行うもの	異議なし	令和 8 年 8 月 27 日
④	東渕江小学校改築工事請負契約の変更について	東渕江小学校における改築工事に係る経費について、契約変更を行うもの	異議なし	令和 8 年 8 月 27 日
⑤	令和７年度足立区一般会計歳入歳出決算（案）	令和７年度の一般会計歳入歳出に係る決算（案）について、議会の認定に付すもの	異議なし	令和 8 年 8 月 27 日

２　旅館業法第３条第４項の規定に基づく足立保健所長からの旅館業営業許可申請に係る意見聴取について

	営業許可申請対象施設概要	意見聴取対象施設	【参考】保健所の見解（概要）	教育委員会の意見（概要）	回答日
①	所在地：足立区梅田三丁目23番1号 UMEJIMA INN #201、#301 構造設備の概要：S造(地上3階)うち2階、3階それぞれ1室(73.2㎡)	梅島第二小学校（施設までの距離：約80m）	実地検査の結果、関係衛生法規に適合し、旅館業営業許可に支障なし。	利用者の身元確認や通報先の明示等、子どもの安全確保に資する方策の実施を求める。	令和8年8月7日

３　旅館業法第３条の２第２項の規定により準用する同法第３条第４項の規定に基づく足立保健所長からの旅館業営業承継承認に係る意見聴取について

	営業許可申請対象施設概要	意見聴取対象施設	【参考】保健所の見解（概要）	教育委員会の意見（概要）	回答日
①	所在地：東京都足立区綾瀬一丁目28番9号ラルーチェ綾瀬101 構造設備の概要:RC造(地上5階)うち1階1室(25.13㎡)	こども支援センターげんき綾瀬相談室（施設までの距離：約75m）	書類検査の結果、関係衛生法規に適合し、旅館業営業承継承認に支障なし。	利用者の身元確認や通報先の明示等、子どもの安全確保に資する方策の実施を求める。	令和8年8月18日
②	所在地：東京都足立区千住三丁目54番地6 構造設備の概要：木造モルタル(地上2階)うち1階1室(30.69㎡)、2階1室(30.45㎡)	千寿本町小学校（施設までの距離：約110m）	書類検査の結果、関係衛生法規に適合し、旅館業営業承継承認に支障なし。	利用者の身元確認や通報先の明示等、子どもの安全確保に資する方策の実施を求める。	令和8年8月27日

		③	所在地：東京都足立区柳原二丁目51番5号 構造設備の概要：木造モルタル（地上２階）うち１階１室(22.9㎡)、2階１室（22.7㎡）	千寿桜堤中学校（施設までの距離:約70m）	書類検査の結果、関係衛生法規に適合し、旅館業営業承継承認に支障なし。	利用者の身元確認や通報先の明示等、子どもの安全確保に資する方策の実施を求める。	令和８年９月２日	

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年９月１５日

件　　名	**起立性調節障害に関する教職員向け研修の実施について**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課
内　　容	**１　目的** 不登校の要因の一つとなっている「起立性調節障害」の研修を児童・生徒に関わる教職員等を対象に実施し、児童・生徒及び保護者への支援の一層の充実を図る。 **【起立性調節障害とは】** 思春期の児童・生徒にみられる、自律神経の働きの乱れによる体の不調。朝の起床困難・めまい・だるさ等が見られ、午前中に症状が強く出ることがある。 **２　日程** 令和８年１１月２日(月)　～　令和９年１月８日(金) **３　研修内容等** （１）研修方法：オンデマンド（動画配信） （２）内　　容：①　起立性調節障害について ②　メンタル不調 ③　事例紹介 （３）講　　師：あだち若者サポートテラス　ＳＯＤＡ　精神科医 **４　対象** ①　学校管理職(校長・副校長) ②　教育相談コーディネーター（不登校担当教員） ③　養護教諭 ④　不登校支援関係の会計年度任用職員（登校サポーター等） ⑤　その他希望する教職員 **５　その他** 起立性調節障害の周知啓発チラシを作成し、１１月を目途に保護者にもC4th Home&School、及び不登校支援ポータルサイトで情報提供予定

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年９月１５日

件　　名	**あだち子ども百人一首大会の実施について**
所管部課名	学校運営部青少年課

内　　容

令和８年度の「あだち子ども百人一首大会」について、以下のとおり帝京科学大学との連携による新たな大会形式を加え、「体験」と「挑戦」の場を分け、習熟度に応じた大会運営を行う。

１　大学連携による百人一首大会（新たに実施）

帝京科学大学との連携事業として、初めて百人一首に触れる児童などを対象に、体験を主な目的とした大会を新たに実施する。

実施予定日	１１月２８日（土）
会　　場	帝京科学大学　７号館アリーナ（体育館）
実施規模	区内在住・在学の小学生　５０名程度
特　　徴	①　五色百人一首を使用(※) ②　古典文学の豊かな感性に触れる体験機会の提供が主目的。 ③　大学生の運営協力により、大学生との交流体験機会も併せて提供する。

※　五色百人一首：２０首ごと５色に札が分けられた百人一首。
使用する色札を限定することで覚える札や対戦時間を軽減できる。対戦ごとに色札を変えるなど、ゲーム性に優れている。

２　あだち子ども百人一首大会（従来から実施）

（１）実施方針

①　令和９年３月６日（土）に実施予定。
②　経験者を対象とした競技性の高い大会に位置付ける。
③　練習成果を発揮する場とするとともに、チャレンジ意欲の醸成を図る場としていく。

（２）運営主体

東京都かるた協会の協力のもと区職員が主に運営を行う。

（３）その他

大会内容の詳細は、東京都かるた協会と協議中。

＜参考＞過年度参加者実績

R5 年度	296 人	R6 年度	230 人	R7 年度	178 人

３　大会の周知（10～12 月頃を予定）

区ホームページ、チラシ配布、C4th Home＆school にて周知を行う。

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年９月１５日

件　　名	**令和８年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施について**
所管部課名	学校運営部青少年課
内　　容	令和８年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」を、以下のとおり開催する。 **１　事業概要** （１）日時 令和８年１１月１５日（日） ア　午前の部（午前１０時から正午まで） 親子大会（定員：２００人） 中学生以下の子どもと保護者の団体戦 イ　午後の部（午後１時３０分から午後３時３０分まで） （ア）シニア大会（定員：１００人） ６０歳以上の個人戦 （イ）オープン大会（定員：１００人） 年齢制限のない個人戦 （２）会場 足立区役所庁舎ホール （３）対象 区内在住・在勤・在学の方 **２　主催・共催** （１）主催 足立区珠算教育振興会 （２）共催 足立区教育委員会 **３　応募方法** 区ＨＰ（申込フォーム） **４　今後のスケジュール** ９月３０日（水）　申込締切 １０月　９日（金）　文教委員会で情報連絡 １１月１５日（日）　事業当日

事業実施報告（８月）

行事名	実施日	会場	参加数
東京電機大学連携事業	4 日（火）	東京電機大学	34 人
親子科学体験講座	9 日（日）、16 日（日）、29 日（土）	ギャラクシティ	41 人
ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ（中学生・小６対象）	9 日（日）～11 日（火・祝）	国立中央青少年交流の家（静岡県御殿場市）	109 人
あだち日曜教室	16 日（日）	梅田地域学習センター	26 人
帝京大学連携事業	22 日（土）	帝京科学大学本館・7 号館	計 137 人
家庭教育支援講座	23 日（日）、30 日（日）	生涯学習センター	計 40 組
ジュニアリーダースーパー研修会	23 日（日）	梅田地域学習センター	33 人
あだち湯育プログラム	24 日（月），29 日（土）	竹の湯、湯処じんのび	計 10 人
開かれた学校づくり協議会研修会	20 日（木）	庁舎ホール	66 協議会 120 人

事業実施予定（９月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	13 日（日）	梅田地域学習センター	34 人
親子科学体験講座	13 日（日）、20 日（日）	ギャラクシティ	60 人
東京電機大学連携事業	26 日（土）	東京電機大学	15 人
親子体験キャンプ	27 日（日）	舎人公園	50 人
あだち湯育プログラム	26 日（土）	永泉湯	6 人

事業実施予定（１０月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	11 日（日）	梅田地域学習センター	34 人
めざせキャンプの達人	18 日（日）	宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場	20 人
ジュニアリーダースーパー研修会	25 日（日）	梅田地域学習センター	50 人
あだち湯育プログラム	25 日（日）	岡田湯	6 人

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年９月１５日

件　　名	**秋の郷土博物館のイベントについて**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課

内　　容

郷土博物館開館４０周年に向け、秋に開催するイベントを次のとおり報告する。

１　イベント内容

日程	イベント	内容
９月１９日（土） ～ ９月２３日（水・祝）	生け花展	企画展「新版　広重目線」の開催に合わせ足立区華道茶道協会による広重の浮世絵をイメージした生け花を展示
９月２５日（金） 午後５時３０分から	中秋の名月	学芸員による月を鑑賞する歴史の解説と月見
１０月１８日（日） 午後５時３０分から	ＪＡＺＺ演奏	サックス、ピアノとアコースティックベースによるＪＡＺＺ演奏
１０月２５日（日） 午後５時３０分から	弦楽四重奏	東京藝術大学と連携し、弦楽四重奏の実施
１１月３日（火・祝） 午前９時から ※郷土芸能鑑賞会は午前１０時から	郷土芸能鑑賞会	郷土芸能保存会によるお囃子を実施
	クイズラリー	館内でクイズラリーを実施し、参加者にはノベルティをプレゼント（５００名想定）
	チャームづくり	開館４０周年ロゴが焼き印された木材及び革でチャームづくり（５００名想定）

２　無料開館

開館記念日に向け、１０月１８日（日）、同月２５日（日）のイベント実施日は無料開館とする。

	３　今後の方針 　１４か所すべての学習センターのミニコミ紙に掲載するとともに、区ホームページや足立区LINE公式アカウント、ＳＮＳを活用し、各イベントの周知を強化する。あわせて、２月１３日（土）から開催する文化遺産調査特別展「門井掬水」に向け、アウトリーチも強化し、来館者増を図っていく。

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年９月１５日

件　　名	**公益財団法人足立区生涯学習振興公社第三次中期事業計画一部修正について**
所管部課名	足立区生涯学習振興公社
内　　容	第三次中期事業計画を一部修正したので報告する（別添資料２参照）。 **１　修正年月** 令和８年８月 **２　修正箇所** （１）第２部　施策展開　　第２章　施策と事業 ア　表中の現状値をＲ３からＲ７の数値に修正した。 イ　公社ホームページ、SNS（Facebook、Instagram、X）による情報提供事業の目標値を５，５００件に修正した。 （２）資料編　　第２章　第二次中期事業計画の取り組み状況（令和３～６年度） 令和３～７年度とし、７年度の数値を追加した。

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(8 月)

行事名	実施日	会場	参加者数
読み語りキャラバン in すかいきっず	8/19(水)	すかいきっず (放課後等デイサービス)	31 人
足立ジュニア吹奏楽団 夏合宿	8/22(土)～8/24(月)	日光林間学園	28 人
あだち放課後子ども教室 夏休み実施	8/24(月)～8/31(月) ※実施日は学校により異なる。	千寿小、中島根小 西保木間小、伊興小	4 校 ※7.8 月 計 17 校
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 足立東部地区少年軟式野球大会総合開会式	8/30(日)	中川公園	19 人

事業実施予定(9 月)

行事名	実施日	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会・スタッフ研修	①9/14(月) ②9/17(木) ③9/28(月)	①東和地域学習センター ②梅田地域学習センター ③佐野地域学習センター	各回 40～ 80 人
足立ジュニア吹奏楽団 スポーツカーニバル 2026 コラボリハーサル(チアバトン・一輪車・なぎなた)	9/19(土)	島根小学校	31 人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 しまねサマーコンサート	9/26(土)	島根小学校	31 人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 音楽のまちコンサート	9/27(日)	第十四中学校	31 人